国立公文書館所蔵 『監獄則案聴訟規則』について

司

兒 玉

りわけ、「監獄則」の草案が完成してから頒布にいたるま 詳細な検討が加えられてきたとはいえない状況にある。 の欠如という事情もあり、次節でふれるとおり、 必ずしも ح

あるといっても過言ではない。

るまでに行われた審査・修正の内容については全く不明

での経緯や、「監獄則」

の草案そのもの、

および頒布され

7

獄制度の確立を念頭に置いて定められた日本で初めての法

「監獄則并図式」が頒布された。該布告は、

全国一律

上の監

明治五年一一月二八日、太政官第三七八号布告として

その内容を確認した。その結果、本史料は明治五年一一月 る『監獄則案聴訟規則』と題する一簿冊の存在に着目 そうした中でこのたび兒玉は、 国立公文書館に所蔵され

月一七日に太政官第二四七号布告として定められた 二八日に頒布された「監獄則并図式」、および明治六年 「訴答

ŧ

であることが判明した。また、 の編纂途上にある一草案とおぼしき内容をもつもの 特に前半部分に掲げられ

文₇

1 はじめに

ても、 監獄制度を日本に導入する契機であったと評価されている。 その一方で「監獄則并図式」 で「監獄則并図式」に言及した著作・論文は数多く、また 令であり、本法令こそがいわゆる「文明的」・「近代的」な 条文ごとの意味内容や典拠、あるいは運用実態などについ このため、 部の先行研究において論じられてきた。ところが 日本の近代行刑史(監獄制度史)をあつかう上 の編纂過程については、史料

至っ⁽⁸た。 かつ、 かりを得ることのできる貴重な史料であると結論づけるに めぐる従来の研究において全く取り上げられたことがなく、 「監獄則案」については、 同法令の編纂過程や草案、さらには修正内容の手が 少なくとも |監獄則并図 式 を

明

を、 ながら紹介したいと考える。 料中の「監獄則案」を中心に検討を加え、 まとめるとともに、 のもつ意義にもふれておきたい。 そこで、 『法規分類大全』に掲載された 「監獄則案」の成立時期などの基礎的な事項について 本稿においては、 近代行刑史研究の分野において、 霞・兒玉の両名によって本史 「監獄則」と対比させ 加えて、「監獄則 簿冊の性質、 本史 案」 お

2 先行研究の整理 監獄則并図式」 0) 編纂過程をめぐる

法省に対して、「伺之通」と指令している。(4)(15)(16)

きたい 先行研究の成果をふまえ、 本 所 題に入る前に、「監獄則并図式」 載 0 関係史料を用いつつ、 また国立公文書館 研究の現状を概観してお の編纂過程をめぐる 所 蔵 『公文

編纂は これまでの研究成果にもとづけば、 小原重哉が '監獄則草案取調主管」 「監獄則 に任命され 并図 式 0) た

> 附表二枚圖式一冊全圖一枚分圖七枚ヲ編制ス」との記述 異存無之候事」と回答した。次いで三月二七日、 意見を求めたようで、左院は三月一七日に「司法省伺 たことが分かる。 あることから、この頃までには草案が一応の完成をみて など幅広い内容について記されたもので、必ずしも 獄舎の建築や全国的な獄制の統一をめぐる基本方針 に何・上表が提起された。 %治四年九月七日以降に具体化したものと考えられている。 (E) そして、明治五年三月二日、 のみに関するものではないが、上表中に「監獄則 一方、 該伺を受けた正院は、 該伺・上表は、 司法省から太政官正院あて 東京府におけ まず左院に 正院は の確認 「監獄 ブ通 — []] が LJ

則

作業が進められたであろうとの推測が可能である。 との指令を与えており、これ以後、(空) る 点までに「監獄則」 に「先般伺済相成候監獄則二冊」(翌) 業を司法省の手で行いたいと希望するものである。 「監獄則」の早急な上木・頒布を求めるとともに、 獄則聴訟規則上木ノ儀ニ付伺書」が提起された。 また、 一ヵ月後の四月二五日、 該伺に対して、 が完成し、 正院は同月二八日に「伺之通 司法省から正院にあてて「監 裁可を得ていることが分 とあることから、 司法省の手による上木 該伺は この時 上木作 伺文中 か

を求めている。正院がこれに応えたのが同月二八日であり、(②) に伺 司法省伺に対して「伺之通」 次 が提起され、 L J 月である。 で「監獄 削 日付は不明だが、 布告案を添えた上で、 をめぐる動きを確認できるのは と指令するとともに、 やはり司法省から正院 「監獄則」 の頒 即 崩 治 自 布 Ъ.

綴られている。

「監獄則并図式」を頒布した。(21) (22)(23)

則 であることが理解されよう。 の編纂過程や、 算経緯である。 新たな情報を提供できるものと考える。 以上 を用いることによって、こうした未解明の点につい 「が、これまでに判明している「監獄則并図式」 草案および修正の内容がほぼ未解明の 前節でも述べたように、 本稿では、 『監獄則案聴訟規 '監獄則并図 まま 迁 の 編 7

3 簿 蒯 につ į, 7

である。 る。 3 規 則24 』 理府移管記録材料」に含まれ、 本史料は、 との名称で目録に登載される、 国立公文書館に所蔵される 『記録材料 独立した一 「昭和四六年度総 • 監獄則案聴訟 |||| 三の簿冊

色 の 表紙 開は、 裏表紙によって装丁が施され、 五 · 〇糎 横八・三 糎 0 和装本であり、 表紙の左上には 青

る。

また、第一丁にはこのほ

との朱印が認められ、

中央罫線内に朱書きで「九十八」

五三丁に 九六丁からなり、 監獄則案聴訟規則」 「聴訟規則」 前半の四三丁に との題簽が付されている。 が、 それぞれ関連する史料とともに 「監獄則案」が 簿 後半の 冊 は全

獄則案」の本文(本稿では、 様をみていきたい。 と表記する)とは異なる筆跡で、 た第三丁から第四三丁にわたる部分を、 く第一丁は太政官八行赤罫紙であり、 以下、 同法案の審査過程を示す記述がある。 前半に綴られる「監獄則案」 簿冊を開くと、 「監獄則案」 第一丁および第二丁に に限定して、 冒頭の二行に、 「監獄則案」 そのものを記 まず、表紙に続 その 本文 能

は

附紙之外異存無之候事

壬申三月十七日

左院 左院

獄則案」 司法省伺を受けた太政官が、 と回答した日付と一致している。 の司法省伺に対して左院が せると、ここにみえる三月一七日という日付は、 と記されている。 の審査を行ったことが、ここから判明するのであ 前出 0 『公文録』 「司法省伺 少なくとも左院にお か、右上に すなわち、三月二日付 所載史料と照らし合わ ノ通異存無之候事 「内閣記録之印 三月二日 て \mathcal{O}

番号として付されたものと思われる。 号は第二丁以降も全丁にわたって朱書きされており、 0) 番号が付されてい る。 後述するとおり、 この漢数字の番 通し

と同じ筆跡からなる丁寧な楷書で、 (原議) であったことを示すものといえよう。なお、⁽³¹⁾ さに本史料こそが、 の中に「裁」の字の彫られた朱印が捺されている。 との表題が記されている。そして、 「監獄則案」の裁可を意味する印影であると考えられ、 次いで、第二丁は無地の和紙であり、「監獄則 司法省から太政官に提出された原本 右面右上には四角い枠 中央部に「監獄則 案 これは 第二 本文 案 ま

三月廿七日

伺之通

丁左面には

明らかになる。 これもまた前出の『公文録』所載史料にみられた記述と一 とも「監獄則案」の裁可という意味が含まれていたことが 月二七日に太政官が与えた「伺之通」との指令に、少なく 致しており、ここからは、三月二日の司法省伺を受けて同 「監獄則案」 なお、第二丁にも第一丁と同じく、 本文とは異なる筆跡で朱書きされている。 右面左

> 筆跡で、 ている。 法省八行青罫紙が用 一行に記された文字数も概ね一定であり、(33) 「監獄則案」本文は、 いられ、 「監獄則案」 部の附紙を除いて の本文が 丁寧な 同 記 され

はみあたらない。 I 5条に朱書きの箇所があることを除いて、印影・朱書き 央罫線内に通し番号が朱書きされていること、 録印」という四角形の朱印が捺されていること、 楷書で記されている。この間、第三丁の右上に「太政官記 しかし、この「監獄則案」本文には、 さらには 各丁の

あえてこれらの語句を用いた)。 様を指すものだが、 「継ぎはぎ」とは、 を示す重要な手がかりが数多くみられるので、以下ではそ れらの点について検討しておきたい 一般的に用いられる意味の通りの紙片の態 本稿では、 史料の特定部分を示すに際し、 (本稿にいう「附紙」・

紙や罫紙の継ぎはぎといった、

法案の審査過程や修正内容

に付された附紙である。 「監獄則案」本文における第一 これは大きく三つの型に分類する の特徴といえるのが、 随

所

ことができる。

(A) る筆跡 の附紙

一定でない内容を持つ、

「監獄則

案

本文とは異

(B) 語句に一 といった定型文言を含む、 部異同 だあるものの、 「監獄則案」本文と同じ 「本文之通~仕度候

上に「九十九」と朱書きの番号が付されている。

こののち、

第三丁から第四三丁にかけては、

貫して司

0)

れている。

筆跡の附紙

◎ 一定でない内容を持つ、「監獄則案」本文と同じ筆

に着目すると大きく二つの態様があるといえ、はぎがみられる点を指摘できる。これも、継ぎはぎの規模八行青罫紙が貼り合わされていること、つまり随所に継ぎ法省八行青罫紙がところどころで切り取られ、別の司法省さらに第二の特徴として、「監獄則案」本文を記した司

· 司法省八行罫紙のうち数行から半丁が継ぎはぎされ

いずれも「監獄則案」本文と同じ筆跡で文章や文字が記さに分類することができる。なお、継ぎはぎされた箇所には、る場合 一文字から数文字分だけを切り抜き、紙をあててい

とを示唆していよう。したがって、これらの附紙・継ぎは一旦完成したのちに、審査が行われ、修正が加えられたここうした附紙や継ぎはぎの存在は、「監獄則案」本文が

内容を解き明かすことによって、本史料の性質をより明確ぎが施された時期やその先後関係、あるいはその意味する

にできるものと考える。

附紙や継ぎはぎの意味は、それぞれ以下のようになる。(そして、結論から先に述べてしまうと、先に類型化した

【何らの加工も加えられていない箇所】

則案」の内容と考えられるもの(以下では、この段階に司法省から太政官へあてて、最初に提出された「監獄

【附紙(A)】

おける「監獄則案」を原文と表記する)。

左院の審査によって指摘された点

【附紙(B)

政官へ再提出するにあたり、変更箇所を注記したもの。左院の審査などを経て修正を施した「監獄則案」を太(35)

【附紙(C)】

左院の審査などを経て修正する以前の原文を、参考の

【継ぎはぎイイ】

ために貼付したもの。

に修正・追加された部分。 太院の指摘などにもとづいて、太政官への再提出を前

【継ぎはぎ四】

|吾可り参圧・芝重なご。| |単純な誤字の訂正、あるいは左院の指摘などにもとづ

では、この結論について、具体的な事例を用いて説明して(語句の修正・変更など。

という特徴を備えているD12条を例にとって考えたい。 みよう。 【附紙A】、【附紙B】、【附紙C】、【継ぎはぎイト】 同

(附紙(A) 總監合炊配與ノ例多キヲ以宜ク其制ヲ用 附紙がみられる。 ユベ

条には、

以下のような継ぎはぎ、

キニ似タリ

【附紙(B) 以下ワリ註之通阪正仕度事

(附紙(C) 食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一 テ配與セシム 人輪炊五日ニシテ初メニ復ル或ハ総監合炊シ 人炊事ヲ執ル五

両者の先後関係が明らかになる。

【継ぎはぎイイ】 一食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一人炊事ヲ 執ル五人輪炊五日ニシテ初メニ復ル場は温をよめ

された修正点と考えることができよう。 は、これが左院の審査時に付されたものであることをうか がわせる。 旨は先に述べたが、「監獄則案」本文と異なる筆跡の附紙 を発信者とする「附紙之外異存無之候事」との記述がある 【附紙A】をみていただきたい。 つまり、 【附紙A】は左院の審査によって指摘 第一 一丁に、 左院

> 多いため、そうした方法を用いるべきだ、と述べているか これだけではどちらが原文に相当するか判別しにくい。 かし、ここで【附紙四】の存在に着目することによって、 みてみると、いずれも「合炊配與」の方法に言及しており、 と考えられる。ここで【継ぎはぎイイ】および【附紙(C)】 らには、 に際して、全員分を一括して炊事・配膳しているケー 原文はこの指摘とは異なる内容をもっていたもの -スが

程は以下のようになろう。 付された【継ぎはぎイイ】は修正後の条文ということになる。 したがって、割注のない シム」の部分を「ワリ註」に変更したものと考えられよう。 容であり、つまり改正によって「或ハ総監合炊シテ配 シテ配與セシム」との部分に被せる形で貼付されている。 また、【附紙®】は「以下ワリ註之通陖正仕度事」との 【附紙B】は 改めてまとめてみると、 (附紙(C) の上から、 【附紙匠】が原文であり、 まず、 D12条の原文・審査・修正 原文には しかも 【附紙①】にあ 「或ハ総監合炊 割注 の過

との内容が記されていた。 日ニシテ初メニ復ル或ハ総監合炊シテ配與セシ 食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一人炊事ヲ執ル五人輪炊五 しかし、左院の審査によって

宜ク其制ヲ用ユベキ」、つまり未決勾留中の者たちの食事

容だったのか。

左院の指摘が

「總監合炊配與ノ例多キヲ以

では、

「監獄則案」に記されていた原文はどのような内

る

なされ、 「合炊配與」の方法をより一般的に用いるべきとの指摘 これが 【附紙(A)

總監合炊配與ノ例多キヲ以宜ク其制ヲ用ユベキニ似

タ

が

修正した。修正後の条文が 文を引き取り、 によって伝えられた。この指摘を受けた司法省では 【継ぎはぎイイ】を施すことによって条文を 日 原

食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一人炊事ヲ執ル五 **一人輪炊**

である。 五日ニシテ初メニ復ルメ火火ノ登レアレハ合及配與は三従フヘン なお、 修正箇所を明らかにするために司 法 省は

以下ワリ註之通阪正仕度事

【附紙®】を付したとみられ、そこには

注部分が原文からの変更点であることを注記したのである。 と記されている。 条文の内容をみると、 つまり司法省は 修正が、 【附紙B】によって、 左院の指摘を踏 割

見を加えたわけである。 法」とが並列の関係として記されていた。これに対して、 炊事を行う「輪炊法」と、一括して炊事を行う「合炊配與 まえて行われたことを確認できる。 左院は「合炊配與法」を進んで採用すべきという趣旨の意 修正後の割注をみてみると、 原文では、 五人単位で 末

决監及ヒ炊場石造ナラハ輪炊法ヲ用ユ若シ火災ノ恐レアレ

この割注は、実質的に には当時、 法」を採用するにあたっての条件を定めたものだが、 ハ合炊配與法ニ従フヘシ」と記されている。 - 石造の炊場が整備されている監獄は皆無であり(ヨン) 「合炊配與法」による炊事を定めた これは 「輪炊 現実

に等しいのである。

期も絞り込むことができる。この点については、 は「朔望及ヒ休暇日ハ只休暇日トナシテ可ナルベシ」と記 修正箇所とおぼしき を素材として説明したい。Ck4条には、 めたかと思うが、こうした分析を通じて、 さて、以上で附紙・継ぎはぎの意味についてはほ 【附紙A】 が貼付されており、 本史料の成立時 左院が指摘した Ck4条 ぼつか

および「休暇日」という二つの語句が用いられていたこと 案」中のどこかに)休暇日を意味する用語として、 は されている。 (たとえ当該条文中でなくとも、 つまり、 左院での審査が行われた際、 少なくとも 「監獄則 朔望 原文に

ことはつまり、 映した形で「監獄則案」が修正されたことを示すものと をうかがわせる。 |朔望」という語句は確認することができない。 左院による審査ののちに、 しかし、 「監獄則案」 本文のどこをみて 左院の指摘を反 この

ŧ

に修正されているということである。次いで、 えよう。 すなわち、 「監獄則案」本文は、 三月一七日以隆 本史料

「裁」の印影と、「伺之通」との朱書きやその傍らの日付 ら、 けたのち、 が高いと述べた。そうであるとするならば、 本史料は実際に太政官へ提出された原本である可能性 原本に修正が加えられたとは考えにくい。仮に、 一旦裁可を受 か

立した時期の下限を考えてみよう。

先に、

第二丁にあっ

た

望

容をもつにいたったものと考えられるのである とができる。 らにいずれかの部局で審査が行われ、 と指令する三月二七日までの一○日間に、 治五年三月一七日以降、 の下限は、「監獄則案」が裁可された三月二七日とするこ のと考えるのが自然であろう。 たとしても、 左院の審査を踏まえて修正された「監獄則案」に対し、 つまり「監獄則案」は、 やはりそれらの修正を待って、裁可されるも 太政官がこれについて「伺之通」 したがって本史料成立時期 左院の審査を経た明 修正箇所を指摘され 現在のような内 さ

存在しない。

的

であ ١

的 义

則

4 本史料の意義

ことの意義を二つの観点から強調するとともに、今後の展 与をなしうるのであろうか。 では、 および「監獄則并図式」をめぐる研究に、 本史料を活用することによって、 以下では、 本史料を紹介する 明治初期の行刑 いかなる寄

> |・課題についてもごく大まかにまとめておきたい 本史料によって、 「監獄則并図式」の編纂過程

り、編纂段階での審査・修正について言及した先行研究は 重哉が香港・シンガポールへの出張を経て 纂過程、および草案や修正内容については、これまでほ 従来よりも詳しくみてとることが可能になった点を挙げら 式」を編纂したことを重くみて、本法令が「レポー んど知られていなかった。このため、 れる。第1・2節で述べたとおり、「監獄則并図式」の編 (出張復命書的)性格」であると捉える見解が一般 ます、 編纂に関与した小 「監獄

以降、 えば、 獄則并図式」の制定にあたって小原個人の存在やその関 を重視してきた従来の評価に修正を迫るものであろう。 ってはじめて判明した事柄である。これらの成果は、「監 のさらなる修正や追加が行われていることは、 が裁可されたのち、 を踏まえて草案が修正されたという事実や、「監獄則 れるに至ったであろうという認識を得ることができた。 しかし、本史料の存在を通して、「監獄 明治五年三月に左院で実質的な審査が行われ、これ 実際には何段階かの審査・修正を経てそれが頒布 頒布にいたるまでの約半年間に、 崱 本史料によ 草案 の完 条文 成

であるという現状は変わっていない。また、「監獄則 関係者に関する情報が一 'ほんの輪郭に過ぎない。 本史料には、 切なく、 小原以外の関係者が不 「監獄則」 の編纂 案 崩

有名な緒言には、

る。

ただし、

本史料をもってしても、

知りえたのは編纂過

程

ない。 自発的に修正した条文があるのかについても確認できてい 院の指摘にもとづく修正であったのか、 の原文が左院の審査後に修正された際、 さらに、 「監獄則案」 が裁可された三月二七日以後 これらがすべて左 あるいは司法省が

という点も、手がかりのないままである。これらの点につ あるいは政治状況を踏まえるとともに、 条文の修正・追加が、 いては、 当時の太政官や司法省における法令制定手続き、 いつ、誰の手によってなされたのか 同時期に編纂され

「監獄則并図式」が頒布されるまでの約半年間に行われた

があろう。 た法令や施行中の法令との関係を精査した上で論じる必要 さらに、 本史料を紹介する第二の意義としては、 「監獄

> には、 例えば、 従来の研究成果に大きく影響を与えるものも存在す 「監獄則并図式」の理念を表したものとして

獄ト 獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ殘虐スル者 ハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル 所以ナリ 二非ス人

刑ヲ用ルハヲ已ヲ得サルニ出ツ國ノ爲メニ害ヲ除 以ナリ獄司欽テ此意ヲ體シ罪囚ヲ遇ス可 ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス グラ所

など、 原ら司法省側が最初に「監獄則案」を編纂した時点ではな 出せていない。つまり、こうした転換が図られたのは、 との文言が存在しており、 情に対して(中略)教化主義による刑政の原点となっ とあり、このことをもって「旧幕府以来の威嚇的刑政 「監獄則案」本文には「一人ヲ罸シテ萬人ヲ懲スヲ要トス_ 同案が裁可を経たのち、 刑政観の転換をみてとる見解があった。 刑政観の明確な転換までは打ち 何者かの手で修正がなされ しかし、 実

必要があるが、 とみられる点も数多い。 時の太政官および司法省の政策や、 例えばD6条では、 詳細は今後のさらなる考察を待 処遇の実情を反映した 裁可を得たのちに、

れていることは確認できたが、そこから判明した修正内容

大きく分けて二段階の修正・

わ

布にいたるまで、

に、本史料の分析を通じて、明治五年三月と、

の変化を把握できることが挙げられる。

の草案および修正箇所など、

頒布にいたるまでの内容

結果であったということができる。

先にも述べたよう それ以後頒 追加が行

このほかにも、

条文の修正や新設が行われた箇所

当

135

未

は異なる側面があることを示していよう。 (4) たれてきた「監獄則并図式」であるが、頒布までに審査・たれてきた「監獄則并図式」であるが、頒布までに審査・修正が繰り返されているという事実は、これまでの通説とがある。従来、「刑法典など他の法制との関連性を大きくがある。従来、「刑法典など他の法制との関連性を大きく

を紹介するとともに、 聴訟規則』をとりあげ、主としてそのうちの「監獄則案」 ことができるものと考える。 令のもつ性格や実効性についても、 程をより明らかにすることができるであろう。 行われたかを把握し、ひいては「監獄則并図式」の編纂過 えることで、それぞれの修正・追加がおおよそどの時期 以上、本稿では国立公文書館の所蔵にかかる『監獄則 本史料を通じて判明した修正点の細部に検討 本史料が今後の近代行刑史研究に果 新たな見解を提示する また、 同 を加 案 法

> 法令の側面からも迫りたいと考える。 現玉が取り組みつつある明治初期監獄制度の研究に、基本 并図式」についてのより詳細な分析を試みたい。もって、 (5) (5) は、「監獄則案」および「監獄則 な事実の確認と問題提起をしえたに過ぎなかったが、今後

(1) 「監獄則并図式」 三百七十八号布告」との記述があることをもって、 国立公文書館所蔵 第三百七十八号諸省府県」とあり、九年十一月二十九日 ついては、 布告としておきたい ず該布告の頒布期日を明治五年一一月二八日、 布告文に添えられた日付が双方とも「壬申十一月廿 建築并監獄則御頒布伺において、 頒布期日・法令形式が記されているのである。本稿ては 行研究においても、 年』(一八八九年一月)・三六二頁には「○第三百七十八号 (一八九一年一月、一九八○年二月覆刻)・六二頁には とされていること、 (十一月二十七日) (布)」と記載されていることから、 内閣記録局編 現在のところ見解の一致をみていない。 さらには『公文録』所載史料中に「第 『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎 引用した史料にしたがってまちまちの 『法規分類大全 治罪門二 が頒布された期日やその法令形式に 内閣官報局 『法令全書 裁可された期日、 法令形式を 第一 明治五 八日」 および なせな

法令全文は、前掲・『法規分類大全 治罪門二 第一

2

たしうる役割について言及してきた。本稿ではごく大まか

年』・三六二頁以下で確認できる。編』・六二頁以下、もしくは前掲・『法令全書 明治五

(一九七九年九月) がある。また、条文の典拠やその後に

おける制度の推移などについて扱った研究として、

- (3) 「監獄則并図式」に対するこのような評価は、すでに(3) 「監獄則并図式」について「我国ニ於テ文明的獄下では、「監獄則并図式」について「我国ニ於テ文明的獄時間から見ることかできる。例えば小河滋次郎『監獄明治年間から見ることかできる。例えば小河滋次郎『監獄明治図式』に対するこのような評価は、すでに
- 生」・六三頁以下、小野義秀『日本行刑史散策』(二〇〇二 察」・八七頁以下、安丸良夫『一揆・監獄・コスモロ 松義 本近世行刑史稿 下』(一九四三年七月、 周縁性の歴史学』(一九九九年一○月)所収「「監獄」の誕 (一九八六年六月) 所収「明治二十年・罪石事件の一考 ――」・三一頁以下、手塚豊『明治刑法史の研究 月復刻)、『刑罰の理論と現実』(一九七二年二月) 所収平 も言及する代表的な文献として、 明治前期の監獄制度を論じ、 郎 「刑罰の歴史― -日本 (近代自由刑の成立) 財団法人刑務協会編 かつ「監獄則并図式」 一九七四年一二 <u>F</u> ジー Ē
- (本館-2A/035-01/記00541100)。(6) 国立公文書館所蔵『記録材料・監獄則案聴訟規則』
- 8 頁以下などを参照のこと。したかって、本稿ては 例えば、 訟法則伺)、先行研究においてもすでに紹介されてい 発見することができなかったが、「聴訟規則」およびこれ については事情が異なる。「監獄則并図式」は、 論考』(一九九一年一月)所収「訴答文例小考補遺」・七五 か存在しており(前掲・『公文録』・壬申三月司法省伺・詞 と関係の深い「訴答文例」については『公文録』中に草案 よぶ限りにおいて、『公文録』中にその草案らしき史料 頁以下 (・被告条例・附録)」(『法学研究』第四四巻第五号・八 一方、本史料の後半部分に記されている「聴訟規 石川明·石渡哲 一九七一年五月)、 「明治五年・聴訟規則 瀧川叡一『日本裁判制 管見のお 「聴訟規 (原告条 度史

年七月)、重松一義『日本獄制史の研究』(二〇〇五年一一

などを挙げることができる

U

- (9) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監(9) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省の見解につい人である兒玉が「行刑の管轄をめぐる司法省の見解について――司法省設置から内務省設置までを対象として――」(『法学政治学論究』第六三号・二九三頁以下、二〇〇四年(『法学政治学論究』第六三号・二九三頁以下、二〇〇四年(『法学政治学論の中でふれているが、「監獄則道所有の場合では、「日本の関係では本稿が初出となる。
- 10 国人「ホーイ」殺害事件考 研究71』(一九八九年二月) 所収根本敬彦「明治 考証が加えられたものとして、手塚豊編『近代日本史の新 のことについてふれた研究も多く存在するが、最も精緻 シンガポールへ出張し、現地の獄制視察を行っている。 に任じられる直前、 果たした人物と考えられており、「監獄則草案取調主管 重 歴原書・下巻』(一九九五年六月)・一五七頁。 武哉は −」・二○五頁以下を挙げることができる 我部政男・広瀬順晧『国立公文書館所蔵 「監獄則并図式」の編纂にあたって中心的な役割 明治四年六月から八月にかけて香港と -明治五年監獄則制定の端緒 なお、 勅奏任官履 二年・英 小原
- 第一編』・一○五頁。 獄則御頒布伺、および前掲・『法規分類大全 治罪門二(Ⅱ) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監

- 新小哥 ・)ご子。 獄則御頒布伺、および前掲・『法規分類大全 治罪門二 (12) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監
- 第一編』・一〇五頁。
- 獄則御頒布伺、および前掲・『法規分類大全 治罪門ニ(14) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監獄則御頒布伺。(13) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監

第

編』一〇五頁

(15) 三月二日に提起された司法省伺に対して、三月一七日(15) 三月二日に提起された司法省信に対して、三月二日に提起された司法省に下された「伺之通」との指令が、司法省伺が求めた事柄のうち何に対するものとの指令が、司法省伺が求めた事柄のうち何に対するものとの指令が、司法省伺が求めた事柄のうち何に対しる、三月一七日(15) 三月二日に提起された司法省伺に対して、三月一七日

月二四日付の文書と、これへの対応が掲載されている。そ并監獄則御頒布伺にはこのほか、司法省が正院にあてた三年監獄則御頒布伺にはこのほか、司法省が正院にあてた三年、公司の文書を表示。

獄則

向けた手順など多岐にわたる内容を含んでいるため、

がそれらとどのように関わってくるのかを判断でき

は東京府における獄舎建築や、

全国的な監獄制度の統一

司法省伺

について検証する)、本文中でも述べたとおり、

ないのである

いる。 び、正院がそれらの絵図類を即刻返却したことが記されてび、正院がそれらの絵図類の取り下げを希望したこと、およとして、司法省が絵図類の取り下げを希望したこと、およこには、「監獄則」に添付した図表に訂正すべき点がある

- 第一編』・一〇五頁。 獄則御頒布伺、および前掲・『法規分類大全 治罪門二(17) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監
- 第一編』・一〇五頁。 獄則御頒布伺、および前掲・『法規分類大全 治罪門二(18) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監
- 第一編』・一○五頁以下。 獄則御頒布伺、および前掲・『法規分類大全 治罪門二獄則御頒布伺、および前掲・『法規分類大全 治罪門二
- 獄則御頒布伺。(20) 前掲・『公文録』・壬申十一月司法省伺・獄舎建築并監
- (21) 司法省が提出した布告案には法令の名称として「監獄」と記されているが、頒布する段階で「并図式」が挿入り、司法省が提出した布告案には法令の名称として「監獄
- (3) このほか、明治五年二月に監獄則や図式についての復獄則御頒布伺。

- る一次史料を確認できていないため、本稿では掲げなかっ刻)・一七頁)も存在するが、いすれもこのことを証明す獄則草案並図式按」が進奏されたとする記述(司法省編誌』第四三号・二○頁)や、明治五年七月二二日に「監誌』第四三号・二○頁)や、明治五年七月二二日に「監誌」第四三号・二○頁)や、明治五年七月二二日に「監談」第四三号・二〇月、一九七九年八月重哉の回顧談(小原重哉命書を政府に提出したとする小原重哉の回顧談(小原重哉命書を政府に提出したとする小原重哉の回顧談(小原重哉
- 館―2A/035―01/記00541100。(2) 前掲・『記録材料・監獄則案聴訟規則』。請求記号は本

た。

- (26) 本史料のように青色の表紙を持つ簿冊の性質について(26) 本史料のように青色の表紙を持つ簿冊の推正した「表6」には、「監獄則案 聴訟規則」との史料的位置」・八五頁以下に詳しい。なお、同論文八八の実料的位置」・八五頁以下に詳しい。なお、同論文八八の漢冊標題もみえ、本史料がいわゆる。青表紙文書』の復元とその簿冊標題もみえ、本史料がいわゆる。青表紙文書』の復元とその簿冊標題もみえ、本史料がいわゆる。青表紙文書』の

- (石) 本史料の表紙には、このほかにも右上に朱書きで「兌化、一方のでいては前掲中野目・『近代史料学の射程』所収「・青表紙文は、一方ので、一方のでは整理作業の際などに付されたもの後者のラベルについては整理作業の際などに付されたもの後者のラベルについては整理作業の際などに付されたものと考えられるが、その時期や意味については詳細な調査をと考えられるが、その時期や意味については詳細な調査をと考えられるが、その時期や意味については詳細な調査をで
- (窓) ここには、「左院」と記した朱印が捺されている。(窓) 本稿では、罫紙一丁の中央部にある罫線を指す用語として、西川誠「左院における公文書処理──左院の機能に関する一考察──」(『日本歴史』第五二八号・六六頁以下、関する一考察──」(『日本歴史』第五二八号・六六頁以下、関する一共の一様では、「新聞」と記した朱印が捺されている。
- (30) 番号は、「九十八」にはじまって「百八十四」に終わる。簿冊全体で九六丁あるのに、通し番号は八六しか存在る。簿冊全体で九六丁あるのに、通し番号は八六しか存在と誤記したことにより、一〇丁分の誤差が生じているためである(つまり「百廿四」丁から「百丗三」丁までが二度繰り返されている)。なお、第一丁に「九十八」とあるからには、番号が付された時点では、それより前に「九十らには、番号が付された別史料が綴られていたと考えるのが自然であろう。このことは、本簿冊が当初から現在ののが自然であろう。このことは、本簿冊が当初から現在ののが自然であろう。このことは、本簿冊が当初から現在ののが自然であろう。このことは、本簿冊が当初から現在ののが自然であろう。このことは、本簿冊が当初から現在ののが自然であろう。このことは、本簿冊が当初から現在ののが自然である。

- 綴され直したことを意味している。 ままの形で存在していたのではなく、いすれかの段階で編
- 文書処理」・七〇頁を手がかりとしたほか、二〇〇六年九――」・一〇九頁以下、および前掲西川・「左院における公の太政官制改革――「官符原案」を手がかりとしては、前掲中野目・『近代史料学の射程』所収「明治十二年は、前掲中野目・『近代史料学の射程』所収「明治十二年は、前掲中野目・『近代史料学の射程』所収「明治十二年は、前掲中野目・『近代史料学の裁可印であることについて

場において、中野目徹氏がなされた発言に示唆を得た。

月三〇日に慶應義塾大学で行われた法制史学会東京部会の

- 則案」の裁可のみではなく、より広い内容を含んでいた可官が示した「伺之通」という指令が、「監獄則案」の裁可官が示した「伺之通」という指令が、「監獄則案」の裁可官が示した「伺之通」という指令が、「監獄則案」の裁可官が示した「伺之通」という指令が、「監獄則案」の裁可(32) もちろん、このことをふまえても、三月二七日に太政(32) もちろん、このことをふまえても、三月二七日に太政(32)
- (3) 後述する附紙や、継ぎはぎが施された箇所を除けば、

能性があるといえよう。

概ね一行一六字に統一されてい

号を用いることとする。 載「監獄則案」対照表」において便宜的に付した記号・番載「監獄則案」対照表」において便宜的に付した記号・番「監獄則」・『監獄則案聴訟規則』所(34) 本稿で「監獄則案」の条文を示す際には、後に掲げる

前掲重松・『日本獄制史の研究』

所収

「幕末維新

期 Ø

貼付されていない部分について、誰の主導で修正され や【継ぎはぎイイ】はより多く存在しており、 されていないのに、 摘であることをうかがわせる【附紙A】は二箇所しか貼付 づく修正であったとは断言てきない。 か判断できないためである。 司法省が独自の判断で条文に修正を加え、 修正が施されたことを示す【附紙®】 例えば、 左院の審査を経たの なぜなら、 【附紙 太政官に 左院の指 (A) たの

35

原文から修正された箇所が、すべて左院の指摘にも

 $\widehat{36}$ は とが分かる。 このことからも、【継ぎはぎイイ】が修正後の条文であるこ 頒布された「監獄則」のD12条とほほ一致している。 後掲の対照表をみると、修正後の「監獄則案」 D 12 条

再提出した可能性などか考えられよう。

<u>37</u> 舎の建築の如きは容易に之が実現を見るに至らず爾来明治 限られた存在であり、 獄署の新営、 らも当時、 からさるの状態であつた」と記されている。このことか られていたことかうかがえよう。 年に至る六箇年間に僅に鍛冶橋監倉の新築、 一四頁には、 前掲財団法人刑務協会編・『日本近世行刑史稿 「監獄則并図式」にもとづく石造獄舎は極め 並に伝馬町囚獄の移築竣工を以て満足せざる 「就中該監獄則の主要目標の一たる洋式獄 一般的には旧来通りの木造獄舎が用 埼玉県監 下.

> (制改革思潮と監獄則の思想的原点―― 西欧式近代獄制を

獄

- 39 求め英国植民地監獄を視察――」・二一八頁。 前掲・『法規分類大全 治罪門二 第一編』・六二頁
- 前掲平松・「刑罰の歴史」・六九貞

 $\widehat{40}$

 $\widehat{41}$ 明治五年の司法制度改革をあつかった先行業績 前掲・『記録材料・監獄則案聴訟規則』。 似は数多

菊山正明 所収

江藤新 『明治国家

司法改革」・一四三頁以下を挙げておく。

の形成と司法制度』(一九九三年二月) く存在するが、ここでは一例として、

 $\widehat{44}$ $\widehat{43}$ 獄則並図式の頒布 とCi6条の間、 「本文之通増補仕度事」と記された附紙 前掲重松・『日本獄制史の研究』 Eg1条とEg2条の間にみられ 人道的獄制を掲けた巻頭言と監獄原 所 収 明治五年 は、 C j 5

0

監

条

一」・二二七頁

- $\widehat{45}$ 九五号・四五頁以下、二○○六年六月)を記してい 学会大会報告 おける山口県監獄の成立と展開」(『山口県地方史研究』 のてある。また、 (二〇〇六年六月一一日、 兒玉の問題意識は、 「明治初期における地方監獄の成立と展開 同様の観点から、兒玉圭司「明治初期に 二〇〇六年度第三六回明 於専修大学)において示したも 治維新 第
- 諸先学の業績引用に際し、 いられている場合は、 本稿において引用する史料に、合字・変体仮名等が すべて新字に改めて表記した。 単行書に収録された論文につい

 $\frac{1}{46}$

て、各論題に冠せられた「章」 および「節」といった表記

> 副題を付さないこととした。 各位のご海容を乞う次第であ

また複数回にわたり同一論文名を掲げる際は、

る

『法規分類大全』 所載 「監獄則」・ 『監獄則案聴訟規則』 所載 「監獄則案」 対照表

上段に掲げた「監獄則」は内閣記録局編『法規分類大全 刻)六二~七七頁を、下段に掲げた「監獄則案」は国立公文書館所蔵 治罪門二 第一編』(一八九一年一月、一九八〇年二月復 『記録材料・監獄則案聴訟規則』 (本館

A/035-01/記00541100)第三~四三丁を、それぞれ底本として用いた。

形で付されている。 どの大見出しに、アルファベットの小文字は各条文に、英数字は一つの条文に含まれる各項目に、それぞれ対応する 検索の便を図るため、条文・項目ごとに枠線で区切り、記号・番号を付した。アルファベットの大文字は 「大綱」

附紙は、[] を用いて関連する項目の末尾に示した。なお、「監獄則案」本文と同じ筆跡で記された附紙 左院審査段階で貼付されたと思われる、「監獄則案」本文とは異なる筆跡の附紙はゴシック体とした。 は明 朝体

罫紙に継ぎはぎが施されている箇所は、 網掛け()によって示した。

頒布された「監獄則」と、草案である「監獄則案」とで内容の異なる部分は、太字で示した。

用字・ルビについては原則として原文のまま記した。ただし、合字や変体仮名については普通の仮名に改めた。 明ら

かな誤字・脱字等がある場合も原文のまま表記し、その傍らに筆者の手で(ママ)と加えた。

朱書きや頭註など、史料の態様をそのまま反映することができなかった部分、および説明を要する箇所については、 一【 】などを用いて表記した上、文末註において説明を加えた。

	C a	С		В		A	
1			1		1		
シメ且販賣ノ一利ト爲ス為前職是附屬司紀司凡監獄ヲ構ヲ雜植シ罪囚ヲシテ心神ヲ怡ハシ新鮮ノ氣ヲ吸入セ砂石ヲ布キ左右ノ餘地ニ藥草及美花佳實アルノ草木大ニスヘシ圖式ニ見ユル所ノ各遊園中縱横ノ小徑ニ監獄ハ市街ヲ隔テタル空閑高燥ノ地ヲトシ其區域ヲ	第一條規模	○興造十二條	刑曰官員曰雜則其詳ナルコトハ條目ニ悉ス獄ニ七大綱アリ曰興造曰繋獄曰懲役曰疾病附死こ曰處	綱領	所以ナリ獄司欽テ此意ヲ體シ罪囚ヲ遇ス可シ州ヲ用ルハヲ已ヲ得サルニ出ツ國ノ爲メニ害ヲ除クハヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非スはハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ強虐スル者ニ非ス以から、のののと、のののののののののののののののののののののののののののののののの	緒言	監獄則
ノ一利ト爲ス アロヲシテ心神ヲ怡ハ新鮮ノ氣ヲ呼吸セシメ且販賣罪囚ヲシテ心神ヲ怡ハ新鮮ノ氣ヲ呼吸セシメ且販賣布キ左右ノ餘地ニ藥草及美花佳實アルノ樹ヲ雑植シに置い圖式ニ詳ナリ各遊園中縦横ノ小徑ニ細砂ヲ監獄ハ市街ヲ隔テタル空閑髙燥ノ地ヲトスヘシ各舎	第一條規模	○興造十二條	刑曰官員曰雜則其詳ナルコトハ條目ニ悉ス獄ニ七大綱アリ曰興造曰繋獄曰懲役曰疾病妣死亡曰處	綱領	體スベシ 體スベシ 體スベシ に対しているのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	緒言	監獄則案

		(2	生子研先 80 巻 3	写(2007、3)
5	4	3	2	
開発を表現其食事所夜具所等ハ之ヲ毎層ノ一隅ニ設トス然トモ已ヲ得サレハー房ニ五人ヲ容ル。Halamを登降ノ梯階ヲ設ケ左右數十房ヲ區別シ一房一囚ヲ法獄舎ノ制ハ樓二層若クハ三層ナルヘシ毎層ノ中央ニ	以テ東鉄路アルル は、大力の外軍デ汚物ナキヲ要ス先ツ土地ノ高低ヲ量リ は、大力のラスは中ノ温氣ヲ防ク所以ナリ ははのない 用ノ水渣ヲ送テ遠地ニ致シ周墻外ト雖モ死水ノ溝渠 アプログルカラスは中ノ温氣ヲ防ク所以ナリ ははのない が通りをした。 が通りをした。 がはアクルカラスは中ノ温氣ヲ防ク所以ナリ ははののののののののののののののののののののののののののののののののののの	四周墻屏ノ制悉ク石造スヘシ或ハ煉化石ヲ代用ス高四周墻屏ノ制悉ク石造スヘシ或ハ煉化石ヲ代用ス高四周墻屏ノ制悉ク石造スへカラサラシム曜子が過程を持たる。 (1) 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (法ナリ詳ニ圖ニ悉ス目洞視シテ障蔽ノ弊無ラシム此レ守卒ヲ省減スルノ明を看守所ノ制ハ圓形室ヲ獄舍四通ノ中央ニ設ケー	用フへシ櫺格ノ如キハ鍊鐡ヲ用フ ・・ランヲ要ス隅角房口子門ノ左右上下等ハ必ス石ヲ だシ其地石ニ乏ケレハ煉火石ヲ代用ス只其制ノ堅牢
居在よりのグラッス食事所夜具所等ハ之ヲ毎層ノ一隅ニ設トス然トモ已ヲ得サレハ一房ニ五人ヲ容ルテ正を開めて、大久然トモ已ヲ得サレハ一房ニ五人ヲ容ルテ正を開めて、大久に自教・トス然トモロヲ得サレハニ層ナルベシ毎層ノ中央ニは含めのでは、	ヲ置クヘカラスルヤッロールロートロムトーロムルトールルトールトートーーーーーーーーーーーーーーーーー	四周墻屏ノ制悉ク石造スペシ或ハ煉火石ヲ代用ス高四周墻屏ノ制悉ク石造スペシ或ハ煉火石ヲ代用ス高四周墻解ノ制悉ク石造スペカラザラシム 著書 東	ノ法ナリ詳ニ圖ニ悉ス目洞視シテ障蔽ノ弊へ無ラシム此レ守卒ヲ省減スル守卒看守所ノ制ハ圓形室ヲ獄舎四通ノ中央ニ設ケー	ハ必ス石ヲ用フベシ標格ノ如キハ錬銕ヲ用フ皆石造スベシ若其地石ニ乏ケレハ煉火石ヲ代用ス只と監獄ヲ構造スルニ其制都鄙大小ノ別アリト雖トモ

国立公义青郎州政	" 缸 加入 八米 印	C. HEAT / YE	(12)				
		C b					
2	1		9	8	7	6	
シーヲ順働ト爲スポはデニュニを製造は言え、又別ニ浴場ヲヲ炊所トシ餘ノ一半又之ヲ分チニト爲ス一ヲ浴場ト内ニ煉化石ヲ疊ミ壁ヲ築キ以テ中分ノ界トス其一半内ニ煉化石ヲ疊ミ壁ヲ第キ以テ中分ノ界トス其一半	決者ハ已決者ト相交ルヲ禁スルノミ監獄ノ制及ヒ運動場ヲ置ク等他ノ獄舍ニ異ラス只未	第二條未決者ノ監	トラ許サス第三機道及2人 大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学	或ハ煉化石ヲ用ヒ三和土ヲ埏埴シテ塡實スヘシニ層三層ノ床ハ堅牢ノ板ヲ用フ最下ハ土床ニシテ石	一房ニ三人五人ヲ容ル、モノハ之ニ準シ斟酌スヘシー房ニ三人五人ヲ容ル、モノハ之ニ準シ斟酌スヘシー別ノ房一丈立方ト爲ス 乗人ノ渡ニ 人ノぼこカパ て 然トモ	生セシム 房ノ四壁皆堊土ヲ塗リ塵埃ヲ滯メス且光線ノ反射ヲ	2
シーヲ順聞ト為ステムタテーヒュートーーーーートーーートーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	者ハ已决者ト相交ルヲ禁スルノミ監獄ノ制及運動場ヲ置ク等他ノ獄舎ニ異ラス只未決	第二條未决者ノ監	コトヲ許サス (機能はある) (1922年他物ヲ入ル、(地能による)を対しては、1922年代のは、1922年代のは、1922年代のは、1922年代のは、1922年代のは、1922年代のは、1922年代の 1922年代の	或ハ煉火石ヲ用ヒ三和圡ヲ埏埴シテ塡實スヘシニ層三層ノ床ハ堅牢ノ板ヲ用フ最下ハ圡床ニシテ石	シー房ニ三人五人ヲ容ル、モノハ之ニ凖シテ酙酌スヘー房ニ三人五人ヲ容ル、モノハ之ニ凖シテ酙酌スヘー別ノ房一丈立方ト為ス ザメートィルロサローロトフリローウトビ゙゙゙ 然トモ	ラ生セシム 房ノ四壁皆堊圡ヲ塗リ塵埃ヲ滞メス且ツ光線ノ反射	2

【附錄】炊室ハ前門ト中門トノ間ニ設ケ守兵所ト	(2) (2) (2) (2)	2		
異ニス役場中ニ食セシム若犯人ノ混淆ヲ忌ムモノハ食堂ヲ囚ヲシテ會食セシム若犯人ノ混淆ヲ忌ムモノハ食堂ヲ」のラシテ會食セシム若其食堂ナキモノハ之ヲ運動工食堂ハ毎獄ノ下層ニ設ク長飯案及ヒ長椅子ヲ置ク役	堂ヲ異ニス 工役場中ニ食セシム若シ犯人ノ混淆ヲ忌ムモノハ食 又ヲシテ會食セシム若シ孔食堂ナキモノハ之ヲ運動 は堂ハ每獄ノ下層ニ設ク長飯案及ヒ長椅子ヲ置ク役	1		
第四條食堂	第四條 食堂		C d	
通セス 「日次者ノ監ハ未决者ノ監ト異ナル無シ但暗室一二ヲ日決者ノ監ハ未決者ノ監ト異ナル無シ但暗室一二ヲ	ラ通セス モノヲ懲ス暗室中ニ鐵網孔ヲ穿チ空氣ヲ通シテ光線 ヲ每層ノ旁ニ造テ獄法ニ違ヒ或ハ佯テ疾病ト稱スル ア決者ノ監制ハ未決者ノ監ト異ナル無シ但暗室一二	2		
シ未决者ト往来混淆スルヲ許サス役囚懲役場ニ出テエニ服スル者ハ嚴ニ其彊域ヲ區別	シ未決者ト往來混淆スルヲ聽サス役囚懲役場ニ出テエニ服スル者ハ嚴ニ其疆域ヲ區別	1		
第三條已决者ノ監	第三條 已決者ノ監		C	
下ニ食セシムルヲ便宜トス動場中ニ食セシムル亦可ナリ雨日ニハ之ヲ獄舎ノ簷食堂ハ別ニ之ヲ設ク若シ別ニ之ヲ設ケザレハ之ヲ運	簷下二食セシムルヲ便宜トス 動場中ニ食セシムルモ亦可ナリ雨日ニハ之ヲ獄舍ノ 食堂ハ別ニ之ヲ設ク若シ別ニ之ヲ設ケサレハ之ヲ運	3		
ヲ製スヘシヘ㎏テッ㎏(1) ニ浴場ヲ設ルモ可ナリ炊所浴場共ニ煉火石ヲ以テ之 又別	シム放ナリ シム放ナリ 飲ルモ可ナリ炊所浴場共ニ煉化石ヲ以テ之ヲ製スへ	,		

						T	
	C f					C e	
1		4	3	2	1		
未決者ハ懲役ヲ命セス故ニ時時獄園ニ出テ逍遙シ花	第六條 運動場	ラ防ク ラ防ク ラ防ク 東海に 東海に 東海に 東海に 大谷紀ノ投没ヲ防ク網中ニ通瓶ノ孔ヲ穿チ以テ水 大谷紀ノ投没ヲ防ク網中ニ通瓶ノ孔ヲ穿チ以テ水 大谷紀ノ投没ヲ防ク網中ニ通瓶ノ孔ヲ穿チ以テ水	犯人ナルヲ以テナリ浴場石或ハ煉化石ヲ以テ之ヲ造リ失火ヲ防ク焚夫亦	未決者ノ監ハ毎舎ニ浴場ヲ置クタロヒシャタシ	日犯人ヲシテ役畢テ浴ニ就カシム夏ハ水冬ハ湯浴場ノ多少ハ監獄ノ大小ニ由リニ三乃至五六トス每	第五條 浴場	相對ス兩舍共二玻瓈障ヲ用ヒ守兵ノ坐シテ炊夫ノ相對ス兩舍共二玻瓈障ヲ用ヒ守兵ノ坐シテ炊夫ノ
未决者ハ懲役ヲ命セス故ニ時々獄園ニ出テ逍遥シ花	第六條運動場	(5) ヲ防ク ヲ汲ム瓶綆亦鐵鎖ヲ用ユ豫メ切断シテ塀ニ縋スルテ各犯ノ投没ヲ防ク網中ニ通瓶ノ孔ヲ穿チ以テ水「の録」各獄ノ井ハ毎井桁ニ堅牢ノ鉄網ヲ葢フ以	亦犯人ナルヲ以ナリ 浴場ハ石或ハ煉火石ヲ以テ之ヲ造リ失火ヲ防ク焚夫	未決者ノ監ハ毎舎ニ浴場ヲ置ク予のは機会	日紀人ヲシテ役畢テ浴ニ就カシム夏ハ水冬ハ湯浴場ノ多少ハ監獄ノ大小ニ由リニ三乃至五六トス毎	第五條浴場	作對ス両舎共二玻球障ヲ用と守兵ノ坐シテ炊夫ノ 動作ヲ洞視シ失火ヲ警メ不法ヲ監督スルニ便ニシ 助ニ守兵ヲ置ノ費ヲ省ク但炊夫ハ役囚ヲ用フ故ニ 一守本ヲシテ日ニ炊室ニ在テ之ヲ監視セシム 前門ヨリ中門ニ至ルノ間若干間アリ右ヲ獄司ノ宅 トシ次ヲ炊室トシ左ヲ副司ノ宅ト為シ次ヲ炊夫ノ ト為ス

他監ニ比スレハ稍寛ナルヘシ	他監ニ比スレハ稍寛ナルヘシ			
此監亦界區ヲ別チ他監ト往来セシメス罪囚ヲ遇ス	此監亦界區ヲ別チ他監ト往來セシメス罪囚ヲ遇スル	1		
第十條懲治監	第十條 懲治監		C j	
以テ病囚ノ游観ニ供スシ生氣ヲ疏通シ四外ニ清潔ノ游羸ヲ開キ花卉ヲ植テシ生氣ヲ疏通シ四外ニ清潔ノ游羸ヲ開キ花卉ヲ慎廣	以テ病囚ノ遊觀ニ供スシ生氣ヲ疏通シ四外ニ淸潔ノ遊園ヲ開キ花卉ヲ植テシ生氣ヲ疏通シ四外ニ淸潔ノ遊園ヲ開キ花卉ヲ植テ			
病監ハ最髙燥ノ地ヲトス可シ監中唯未决已决	病監ハ最高燥ノ地ヲトス可シ監中唯未決已決ノ囚ヲ	1		
第九條病監	第九條 病監		C i	
ス 然の場所を表現である。	ス 懲役場運動場厠場浴場炊場等ノ如モ亦他監ト同クセ 女監ハ建築ヲ別ニシ男監ト相接セス其往來ヲ峻拒ス	1		
第八條女監	第八條 女監		C h	
ス 場ヲ異ニス飲食ノ如キモ亦工業ニ従テ直ニ役場ニ食罪已ニ决シ懲役ニ服スル者ハ各般ノ工業ニ因テ其役	尹異ニス飲食ノ如キモ亦工業ニ從テ直ニ役場ニ食ス罪已ニ決シ懲役ニ服スル者ハ各般ノ工業ニ因テ役場	1		
第七條懲役場	第七條 懲役場		C g	
テ運動ヲ為シム 服役動作運養以テ其筋骨ヲ健ニス雨日ニハ各獄 樹ニ潅キ藥草ニ培ヒ以テ其身體ヲ養フ已决者ハ	テ運動ヲ爲シム 根役動作運養以テ其筋骨ヲ健ニス雨日ニハ各獄中ニ樹ニ灌キ藥草ニ培ヒ以テ其身體ヲ養フ已決者ハ每日			

		,					
	C k						
1		6		5	4	3	2
豚雞ヲ畜養シ或ハ牛乳ヲ搾リ羊酪ヲ製シ或ハ總囚及場中ニ田畝ヲ闢キ衆役ヲシテ蔬菜ヲ播種シ或ハ牛羊	第十一條 寛役場	際生産です のできたす。 が、等とですが、 のできたが、 のできたがでが、 のできたがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでが		入ル 平民 罪ヲ犯シ贖罪スヘキ者無力ニシテ情實贖スルコ	ノ下吏トスルヲ聽ス 苦ヲ忍ヒ改心シ以テ才藝ヲ成スモノハ拔擢シテ監獄 凡輕囚ヲシテ書籍ヲ習讀シ工業ヲ練熟セシメ能ク艱	ヲ請フモノハ之ヲ聽ス平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入ンコト	二十歳以下懲役滿期ニ至リ惡心未夕俊ラサル者或ハ二十歳以下懲役滿期ニ至リ惡心未夕俊ラサル者或ハ二十歳以下懲役滿期ニ至リ惡心未夕俊ラサル者或ハ
豚雞ヲ畜養シ或ハ牛乳ヲ搾リ羊酪ヲ製シ或ハ動物ノ場中ニ田畝ヲ闢キ衆役ヲシテ蔬菜ヲ播種シ或ハ牛羊	第十一條寬役場	LKCは国上党) と成分は三度プライスのでは、これでは第一党のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	[本文之通増補仕度事]	た能ハサル者 折半 實决シテ懲役スル如キハ皆此監ニト能ハサル者 折半 實決シテ懲役スル如キハ皆此監ニト能ハサル者 折半 實決シテ懲役スル如キハ皆此監ニ	ノ下吏トスルヲ聽ス 苦ヲ忍ヒ阪心シ以テ才藝ヲ成スモノハ抜擢シテ監獄凡輕囚ヲシテ書籍ヲ習讀シ工業ヲ練熟セシメ能ク艱	トヲ請フモノハ之ヲ聴ス平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリコノ監ニ入ンコ	シム司之ヲ懇喩シテ長ク此監ニ留メテ営生ノ業ヲ勉勵セ司之ヲ懇喩シテ長ク此監ニ留メテ営生ノ業ヲ勉勵セニ十歳以下懲役満期ニ至リ思心末タ悛ラサル者或ハ

		C 1					
2	1		5	4	3	2	
巻各一名論番音直ス 獄司以下毎日出席シテ事ヲ執ル退出ノ後ハ書記官及	要ス其廣狹ノ如キハ適宜ニシテ可ナリ官署ハ中門内ニ設ケ囚人ノ出入必ス其含前ヲ過ルヲ	第十二條 官署	災ノ憂ナカラシム若シ此場ヲ監獄場中ニ設クルトキハ之ヲ石造ニシ火	木。暇日各囚ヲ獄内ニ召シ整列シテ獄司ニ見ヘシム	ル者ハ 尋常役 ヲ執シメス皆此場ニ入ル	裕ナル可シ 舎ニシテ四周ニ垣墻ヲ設ルノミ其役徒ヲ遇スル最寛 寛役場ハ獄外便利ノ地ヲ擇テ之ヲ設ク其制ハ尋常民	上動物ノ糞溺ヲ取テ田畝ヲ培養ス
 以下のでは、「は、「は、「は、」」のでは、「は、「は、」」のでは、「は、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、「は、」のでは、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、	ヲ要ス其廣狹ノ如キハ適宜ニシテ可ナリ官署ハ中門内ニ設ケ囚人ノ出入必ス其舎前ヲ過クル	第十二條官署	草舎ハ失火延焼ノ憂アリ若此場ヲ監獄場中ニ設クル寸ハコレヲ石造ニスヘシ	[朔望及ヒ休暇日ハ只休暇日トナシテ可ナルベシ]休暇日ハ各囚ヲ獄内ニ召シ整列シテ獄司ニ見エシム	場ニ入レテ役限ヲ終シム」 「凡犯罪六十歳以上ノ者懲役ニ堪サル者ノ如キハ此壮ト雖トモ病弱ニシテ懲役ニ堪サル者ノ如キハ此社ハ避人廢疾篤疾ノ外服役中疾病ニ係リ残ニ至ル者ハ凡犯人廢疾篤疾ノ外服役中疾病ニ係リ残ニ至ル者ハ	[本文之通攸正仕度事] 俗ナル可シ 俗ナル可シ (8) とニシテ四周ニ垣墻ヲ設ルノミ其役徒ヲ遇スル最寛	糞溺及ヒ総獄ノ屎尿ヲ取テ田畝ヲ培養ス

									D
8	7	6	5		4	3	2	1	
受ク可キコトヲ書載ス (以上ニ保責シ證書ヲ納レシメテ其家ニ還ス 人以上ニ保責シ證書ヲ納レシメテ其家ニ還ス 一裁判官其輕罪ナルヲ察スレハ其親戚若クハ故舊兩	一監中日没後ハ談話ヲ禁ス	ト商議シテ之ヲ聽ス一書信ハ囚ノ情願已ヲ得サルコトアレハ獄司裁判官	ヲ嚴査ス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	之ヲ給シ爾後ハ懲役ノ例ニ入ルミ若シ罪アルニ決スレハ從前ノ工錢ハ前例ニ從テミ若シ罪アルニ決スレハ從前ノ工錢ハ前例ニ從テリ若シ其人罪ナキニ決スレハ獄中ニ營ム所ノ工錢	一工業ヲ營ント請フ者ハ之ヲ聽シ且其器械ヲ貸シ與	一獄衣ヲ著セス	一懲役ヲ命セス	未決者繋獄中ノ則目左ノ如シ	○ <u></u> 繁獄
ヲ受クヘキコトヲ書載ス 但シ證書ニハ若シ囚人遁逃スレハ律法ニ依リ罰人以上ニ保責シ證書ヲ納レシメテ其家ニ還スー裁判官其軽罪ナルヲ察スレハ其親戚若クハ故舊両	一監中日没後ハ談話ヲ禁ス	一書信ハ獄司其害ノ有無ヲ檢シテ贈答ヲ聴ス	蔵物ヲ嚴査ス一様のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	テ之ヲ給シ尓後ハ懲役ノ例ニ入ルノミ若シ罪アルニ决スレハ従前ノ工銭ハ前例ニ従銭ハ悉ク之ヲ與フ只器械ノ損價少許ヲ官ニ収ムル與フ若シ其人罪ナキニ决スレハ獄中ニ営ム所ノエ	一工業ヲ営ント請フ者ハ之ヲ聽シ且ツ其器械ヲ貸シ	一獄衣ヲ着セス	一懲役ヲ命セス	未决者繋獄中ノ則日左ノ如シ	学 就

				,,,,,,	50 含3 与 (2007	. 0,
	E	Е				
1			12	11	10	9
ク四等ノ限ヲ經過スレハ第三等ニ進メ兩「釱」ヲ著ラシム一百日ヲ經過スレハ第四等ニス、メ輕鎖ヲ著常囚罪已ニ決スレハ先ツ重鎖ヲ著シ第五等ノ役ヲト	第一條 常人懲役	○懲役十二條	の の の の の の の の の の の の の の	一各囚每朝其居ル所ヲ掃除スヘシ	カラス亦事每ニ之ヲ嚴ニス犯シテ悔サル者ハ之ヲ處スルコト他ノ輕囚ト同シー重典ニ處スルノ罪ナシト雖トモ其人奸猾且屢法ヲ	ヲ極メシム
等ノ限ヲ経過スレハ第三等ニ進メ両「釱」ヲ着ス三シム一百日ヲ経過スレハ第四等ニ進メ軽鎖ヲ着ス四常囚罪已ニ决スレハ先ツ重鎖ヲ着シ第五等ノ役ヲ執	第一條常人懲役	○懲役十二條	「(1) 「無監合炊配與ノ例多キヲ以宜ク其制ヲ用ユベキ 「食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一人炊事ヲ執ル五人 「食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一人炊事ヲ執ル五人 「食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一人炊事ヲ執ル五人 「食糧ハ五人ヲ一伍ト爲ス内一人炊事ヲ執ル五人輪(ロ) 「少」」」	一各囚毎朝其居ル所ヲ掃除スヘシ	カラス亦事毎ニ之ヲ嚴ニスヲ犯シテ悔サル者ハ之ヲ處ルコト他ノ輕囚ト同シー重典ニ處スルノ罪ナシト雖トモ其人奸猾且ツ屡法	ヲ極メシム 一裁判官其重罪ナルヲ察スレハ事毎ニ指揮シテ嚴密

	E c		E b	
1		1	~	
【欄中細註ノ一等日數ハ懲役表欄外附載ノ條ヲ參ヲ脱スルノ限ハ常人懲役法ノ例ノ如シッペハバルのと、第11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年	第三條 老幼	工藝アル罪囚第五等ノ役ヲ經過スレハ其長技ヲ專治工藝アル罪囚第五等ノ役ヲ經過スレハ其長技ヲ專治工藝アル罪囚第五等ノ限ヲ經レハ庁級中級共ニ級ト爲ス	第二條 殊藝	第二次 第二次 日諸囚皆長鎖ヲ用ヒ二人一連ト爲ス 副解解 出役ノ日諸囚皆長鎖ヲ用ヒ二人一連ト爲ス 副解解 出役ノ日諸囚皆長鎖ヲ用ヒ二人一連ト爲ス 副解解 以 出役ノ日諸囚皆長鎖ヲ用ヒニ人一連ト爲ス 対 に は メ に ま が ま え に ま ま ま こ に ま ま こ ま こ ま ま ま こ ま ま こ ま ま こ ま ま こ ま ま こ ま ま こ ま ま こ ま ま こ ま ま ま ま ま こ ま ま ま ま ま こ ま ま こ ま
世点 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第三條老幼	工藝アル罪囚第五等ノ役ヲ経過スレハ其長技ヲ專治工藝アル罪囚第五等ノ役ヲ経過スレハ下級中級共ニ戒ヲ中級ニ置ク又其次ヲ下級ト爲ス は、対し、対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・対・	第二條殊遇	(月諸囚皆長鎖ヲ用ヒ二人一連ト為ス限ヲ経過スレハ第一等ニ進メ戒具ヲ脱ス但監外出役事)(日諸囚皆長鎖ヲ用ヒ二人一連ト為ス財の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本

			176 00	巻3号 (20	107 . 3)
			E		E d	
3	2	1		1		
ソノ類ヲ分ツヲ要ス譬ヘハ竹工十人ヲ一連トシ同所進メハ監内ノ輕役ニ服ス之ヲ内役ト名ク内役ノ中又四等五等ハ監外ノ重役ニ服ス之ヲ外役ト名ク三等ニ	養雞豚牧牛羊ノ類ナリ幽神・前後を受けて、	第一等 第二等ト同シ但此限ヲ滿レハ放免ス第二等 第二等ト同シ但其長技ヲ以テ他囚ヲ教授第三等 第三等 木工竹工籐工鍛工石工桶工瓦工履工及ヒ第三等 木工竹工籐工鍛工石工桶工瓦工履工及ヒ東工工廠職工ノ類ニシテ一課專業ヲ許ス皮革工廠職工ノ類ニシテ一課專業ヲ許ス皮革工廠職工ノ類ニシテ一課專業ヲ許スカーシム或ハ之ヲ炊夫門番型が等ニ使用スセシム或ハ之ヲ炊夫門番型が等ニ使用スセシム或ハ之ヲ炊夫門番型が等ニ使用スカーシのでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	第五條 役法	早ク一等ニ進ムルトノ異アルノミ婦女ノ役ハ粗老幼ニ同シ但始ヨリ戒具ヲ著セサルト	第四條 婦女	照ス可シ】
ソノ類ヲ分ツヲ要ス譬ヘハ竹工十人ヲ一連トシ同所進メハ監内ノ軽役ニ服ス之ヲ内役ト名ク内役ノ中又四等五等ハ監外ノ重役ニ服ス之ヲ外役ト名ク三等ニ	Managarang M	第一等 第二等ト同シ但此限ヲ満スレハ放免ス 第五等 玉石ヲ運搬シ洗地ヲ開墾シ米ヲ春キ油ヲ 第五等 本工竹工籐工鍛工石工桶工瓦工履工及ヒ 第三等 本工竹工籐工鍛工石工桶工瓦工履工及ヒ 東工粗織エノ類ニシテ一課專業ヲ許ス 皮革工粗織エノ類ニシテ一課專業ヲ許ス と	第五條役法	早ク一等ニ進ムルトノ異アルノミ婦女ノ役ハ粗老幼ニ同シ但始ヨリ戒具ヲ着セサルト	第四條婦女	

	E			E f		
1		2	1		4	
	第七條 年限	獄司及ヒ副司丁長之ヲ點檢スは「イタトローアルロヤター」 ス每次獄丁其管スル所ノ囚人ヲシテ追次整列セシメー字休役ノ時第一字再役ノ時暮第六字入房ノ時ト爲	四人曉第六字二起キ各自ノ便器唾壷水桶ヲ洗滌シ畢以人曉第六字二起キ各自ノ便器唾壷水桶ヲ洗滌シ畢以人曉第六字門と役ニ就ク第十一字ヨリ放役休息ス午飯後第一字再と役ニ就ク第十一字ヨリ放役休息ス午飯後第一字再と役ニ就ク第十一字ヨリ放役休息ス午度五大次役シタ第六字終役ノ限ト爲ス版役シタ第六字終役ノ限ト爲ス版役シタ第六字終役ノ限ト爲ス版仲ノ字ハ皆時ニ作ル】	第六條 刻限	過スト雖トモ猶外役ニ服セシムサルセスレンムサセスノ、ツールンクルタリト 愚鈍ニシテ工藝ヲ教ユヘカラサル者ハ四等ノ限ヲ經	二工作セシム籐工織工ノ類モ亦然リ
mathetacks(macks) mathetacks(macks)	第七條年限	メ獄司及と副司丁長之ヲ點檢ス學丁島丁の管域ストストのでは、一日二四次時幕第六字人房ノ時ト各四ヲ檢閱スル一日二四次時第第六字後朝飯ノ時第一各四ヲ檢閱スル一日二四次時第六字後朝飯ノ時第一	四人暁第六字ニ起キ各自ノ便器唾壷水桶ヲ洗滌シ畢の人暁第六字ニ起キ各自ノ便器唾壷水桶ヲ洗滌シ畢以の人暁第六字ニ起半各自ノ便器・一字ヨリ放役休息ス年の人時第六字ニ起半各自ノ便器唾壷水桶ヲ洗滌シ畢	第六條刻限	スト雖トモ猶外役二服セシムクサルタストムトルセオアトリックルロ 愚鈍ニシテ工藝ヲ教フ可ラサル者ハ四等ノ限ヲ經過	二工作セシム籐工織工等ノ類モ亦然リ

	準流ノ囚能ク獄則ヲ守リエ役ヲ勉ムルコト他囚ニ勝	3		
限ノ半ヲ過レハ專ラ其技ヲ修ルコトヲ許ス第四等ノ者能ク獄則ヲ守リ且技巧アリテが過ごな	限ノ半ヲ過レハ專ラ其技ヲ執ルコトヲ聽ス第四等ノ者能ク獄則ヲ守リ且技巧アリテマササルヤト 其期	2		
第五等ノ一百日間ハ賞典ヲ用ヒス	第五等ノ一百日間ハ賞典ヲ用ヒス	1		
第八條賞罰	第八條 賞罰		E h	
見ユー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	見ユ客役各等期限ノ表ニ見ユル者ハ定則ナリ時アリテ其	4		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
を対解すいには、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年	老幼婦女ハ終始輕役ニ服スト雖トモ其第一等ニ進ムと幼婦女ハ終始輕役ニ服スト雖トモ其第一等ニ進ムでは、「位」	3		
の老幼婦女収贖ス可キ罪ヲ犯シ無力ニシテ追徴スル 凡老幼婦女収贖ス可キ罪ヲ犯シ無力ニシテ追徴スル	リコト能ハサル者幷ニ折半減等法ニ從ヒ役ス 頸鱗型 ハル老幼婦女收贖ス可キ罪ヲ犯シ無力ニシテ追徴スル	2		
[本文之通増補仕度事] 一等ニ進ムノ日限年限ハ表ニ詳ナリ	一等ニ進ムノ日限年限ハ表ニ詳ナリ点質の発力			

<u>[</u>]	立公	文書	館所	「蔵	『監循	大川 条	聴記	规則		こつ!	いて										
																5		4			
條ニ同シ	三十貫ノ物ヲ一荷トス往來ノ距離及ヒ時間ハ上	第四則擔重 兩石或ハ兩水桶ノ重サ十八貫乃至二	長サ五六十間ノ地ヲ往來セシム	目ノ鐵丸或ハ他物ヲ其掌上ニ置キ洋時一二字間	第三則鐵丸 兩手ヲ伸へ重サニ貫五百目乃至三貫	則ノ罰ニ擬ス	但第五等ノ者ハ等ノ貶スヘキ無キヲ以テ第三	シテ第二等ニ進ム除ハ類推スヘンスメ本等ノ侵ニ服スル通江百日ニ	スル、者ハ第九等ノ役ニ服スルコト九十日ニンテ再ヒ本等ニ役ノ通言八十日トス、賢へハ徒罪。年第四等ノ期限ヲ自日トノ本等ニ在ル「十日ニノテ貶等セラー」	ヲ貶シ次等ノ役ヲ執シメ五十日ヲ過キテ本ニ復	第二則貶等 第一則ノ罰ヲ受ケ攺心セサル者本等	ハ此罰ヲ用ユペ第八號ニ見ユハ此罰ヲ用ユ棒鎖ヲ用ル法闘	時間ニ半日終日ノ別アリ凡ソ獄則ヲ犯シ輕キ者	第一則棒鎖 鐵棒ヲ兩足ニ緊鎖シテ佇立セシム其	日擔重五曰暗室六曰懲鞭	罪囚ヲ罰スル六則アリ一曰棒鎖二曰貶等三曰鐵丸四	特典ヲ施スコトヲ聽サス	終身徴役ノ者ハ一等ニ進ムノ後三年ヲ經ルニ非レハ	但徒罪以下年限短キモノニハ此典ヲ施サス	ケ井許可ヲ經テ之ヲ施行ス キ者ハ駄司具执ン裁判旨ニ告	ル者ハ第一等期限ノ半ヲ過キ放免スル特典アリ 聾゠
ニ同シ	十貫ノ物ヲ一荷トス往来ノ距離及ヒ時間ハ上条	第四則重石 両石或ハ両水桶ノ重サ十八貫乃至二	長サ五六十間ノ地ヲ往来セシム	目ノ鉄丸或ハ他物ヲ其掌上ニ置キ洋時一二字間	第三則鉄丸 両手ヲ伸へ重サ二貫五百目乃至三貫	ノ罰ニ擬ス	但五等ノ者ハ等ノ貶ス可キ無キヲ以テ第三則	ニンテ第。等ニ進ム除、賄推スヘンス又本等ノ役ニ服スル ――日頭計自日	ス - ル、者ハ第五等ノ役ニ服スルコト五十日ニンテ再ヒ木等ニ 促ス亜計八十日トース - 野へ小徒罪 - 年第四等ノ期限ヲ百日トン本等ニ在ルー十日ニンテ貶等モラー	ヲ貶シ次等ノ役ヲ執シメ五十日ヲ過キテ本ニ復	第二則貶等 第一則ノ罪ヲ受ケ阪心セサル者本等	ハ此罰ヲ用ユ	時間ニ半日終日ノ別アリ凡ソ獄則ヲ犯シ輕キ者	第一則棒鎖 鉄棒ヲ両足ニ緊鎖シテ佇立セシム其	日重石五日闇室六日懲鞭	罪囚ヲ罰スル六則アリ一曰棒鎖二曰貶等三曰鉄丸四	特典ヲ施スコトヲ許サズ	終身懲役ノ者ハ一等ニ進ムノ後三年ヲ經ルニ非レハ		県店町7年デンラ施庁ス但徒罪以下年限短キモノニハ此典ヲ - 同具状 / 〒 基刊自二書 ゲ 但徒罪以下年限短キモノニハ此典ヲ	者ハ第一等期限ノ半ヲ過キ放免スル特典アリ時間を減し

			広子切孔 80 含 3 号(2007 · 3)
8	7	6	
ヲ專決スルコトヲ得ス減以でや、増ラサルニ繰う嫌テめ出ルなどヲ越はト間脱監越獄反獄等ノ犯罪ハ裁判官ノ處分ニシテ獄司之	監外二出役スル者竊二禁止ノ物ヲ包藏シ或ハ妄ニ物 監外二出役スル者竊ニ禁止ノ物ヲ包藏シ或ハ妄ニ物 監外二出役スル者竊ニ禁止ノ物ヲ包藏シ或ハ妄ニ物	其偏髯ヲ剃ル 支見割シ其兩袖ヲ淺縁色ト爲ス三犯四犯ニ至ル者ハニヲ罰シ其兩袖ヲ淺縁色ト爲ス再犯ノモノハ第二則ノ法ヲ以テ帰強・受験をした爲ス再犯ノモノハ第二則ノ法ヲ以テ脱監逃亡等ヲ企ル者ハ之ヲ第一則ノ罰ニ處シ更ニ其	第五則闇室 囚人ヲ闇室ニ入レ飯水ノミヲ給シ人ト言語ヲ接スルヲ許サス七晝夜ヲ以テ期トス若ト言語ヲ接スルヲ許サス七晝夜ヲ以テ期トス若ス、
ヲ專决スルコトヲ得ス急級艦ト郡ヒ塩ヲ雇ニルガニヲ爆はト郡ヒ別監越監反獄等ノ重罪ハ裁判官ノ処分ニシテ獄司之間	但第一則ヨリ第六則マテノ罸ハ獄司之ヲ專决スヲ汚損シ虚病ヲ称スル物等皆之ヲ第一則ノ罸ニ處ス監外出役スル者竊ニ禁止ノ物ヲ包蔵シ或ハ晏ニ物品	其偏鬢ヲ剃ル とヲ罰シ其両袖ヲ 浅黄色 ト爲ス三犯四犯ニ至ル者ハ之ヲ罰シ其両袖ヲ 浅黄色 ト為ス再犯ノモノハ第二則ノ法ヲ以テ偏袖ヲ 浅黄色 ト為ス再犯ノモノハ第二則ノニ處シ更ニ其脱監逃亡等ヲ企ル者ハ之ヲ第一則ノ罰ニ處シ更ニ其	第五則闇室 囚人ヲ闇室ニ入レ飯水ノミヲ給シ人 ト言語ヲ接ユルヲ許サス七晝夜ヲ以テ期トス若 シ政心セバ其限ニ満タズト虽トモ之ヲ免ズ 足ヲ甘字架ニ緊綁シテ其臀ヲ笞ツ其数一十ヨリ ピヨ十ニ至ル ※ノ製作副式 但懲鞭ヲ加フル前へ獄司医ヲシテ罪囚ヲ診察 シ其病ナキヲ證記セシム

	E j			E i		
1		2	1		9	
五合丘勺硜笠寛安及ヒ末央者ハ司ク四合十歳以下男合テ七合第四等以上及ヒ殊藝井ニ懲治監ノ囚ハ同ク各犯ノ食料少差アリ懲役第五等ノ者ハ一日ニ米主変	第十條 食料	條ヲ参照スヘシ ルトモ印紙及ヒ檢閱ノ法前文ニ同シ 其詳ハ繋獄書信 単流以上ハ六月一次ヲ聽ス但未決者ハ此限ニ非ス然 已決者百日以下ハ書信每月一次徒罪以上ハ三月一次	ルノ外私紙ヲ用ルヲ聽サスロメメメメルタテスムタササイトリハ之ヲ聽ス獄囚ノ答書モ亦然リ但印紙一枚ヲ與フ書信ヲ獄中ニ通スル者ハ獄吏先ツ之ヲ檢閱シ害ナケ	第九條 書信	は丁其管スル所ノ外役ノ囚逃亡シ即日之ヲ拿捕スル 能ハサレハ之ヲ罰スルニ其傭銭ヲ奪ヒ懲治監ニ人ル カーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ	ト門ヲ脅ヒ逃走スル省之ヲ反獄ト謂フト門ヲ脅ヒ逃走スル省之ヲ反獄ト謂フ
五勺巠竐寬竐及ヒ未夬眷ハ司ク四合十歳以下男女共テ七合第四等以上及ヒ殊遇并ニ懲治監ノ囚ハ同五合各犯ノ食料少差アリ懲役第五等ノ者ハ一日米粒麥合	第十條食料	トモ印紙及ヒ檢閱ノ法前ニ同シートモ印紙及ヒ檢閱ノ法前ニ同シーと決者百日以下ハ書信毎月一次徒罪以上ハ三月一次	ルノ外私紙ヲ用ルヲ許サス『紫素ははな様へ」レバ之ヲ許ス獄囚ノ答書モ亦然リ但印紙一枚ヲ與フ書信ヲ獄中ニ通スル者ハ獄吏先ツ之ヲ檢閱シ害ナケ	第九條書信	等ヲ貶ス下等ノ者ハ其俸ヲ奪フノミ シ寛典ヲ乞フ廳議之ヲ許セハ一月ノ俸ヲ奪ヒ且其一シ寛典ヲ乞フ廳議之ヲ許セハ一月ノ俸ヲ奪ヒ且其一レトモ其平日謹敕ナル者ハ獄司之ヲ其管轄廳ニ具状	「本文ワリ注増補仕度事」「本文ワリ注増補仕度事」「一般を持ら来を持ら見てはいまった。以前は対してはいません。」(19)

4	3	2
一九 月廿二日 一 魚 一九 月廿二日 一 魚 一元 月十五日 素麪三椀 一正 月 元日 二餅一魚 二餅一魚 二十二日 二十二日	(毎日ノ定額左ノ如シ (日本) (日本) <td>女共二同ク二合七勺※<投き間コッ関コス株の「銀石工学>)食料 ハ未決已決ヲ論セス皆官費ト爲ス獄囚モシ其幼孩ヲ 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 い鹽菜別ニ一羹アリ書飯ハ七日ノ間ニ野菜三次鮮魚 「次鹹魚或ハ乾魚三次合シテ七次ト爲ス 性子脈難とか 中下な蔵ヲ教</td>	女共二同ク二合七勺※<投き間コッ関コス株の「銀石工学>)食料 ハ未決已決ヲ論セス皆官費ト爲ス獄囚モシ其幼孩ヲ 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 い鹽菜別ニ一羹アリ書飯ハ七日ノ間ニ野菜三次鮮魚 「次鹹魚或ハ乾魚三次合シテ七次ト爲ス 性子脈難とか 中下な蔵ヲ教
 一九月廿二日 一魚 一九月廿二日 素麵三椀 一九月廿二日 二餅一魚 二餅一魚	毎日定額左ノ如シ 一肉類 價十文内外 一方変 同 上 一方数 同 上 一方数 同 上 一方数 三久計 一方数 三久計 一方数 三久計 一方数 三久計 一方 三久計	ニ同ク二合七勺 ※<発制ヲ用ユ炊宮ニ使ナリスの選条、食料ハ未決 已決ヲ論セス皆官費ト爲ス獄囚モシ其児女ヲ携ンコ トヲ願ヒ情實ノ已ムヲ得サル者ハ之ヲ聽シ亦官費ヲ 以テ之ヲ養フ 監倉ニアル未決者ヲ除クノ外各囚ノ食料皆同シ朝夕 ハ塩菜別ニ一羹アリ晝飯ハ七日ノ間ニ野菜三次鮮魚 一次鹹魚或ハ乾魚三次合シテ七次ト為ス 4~「豚鹿ノ増ルラ 中丁子染点アル アリューション・ファール・ファットのでは、アル・ストル・ス 4~「豚鹿ノ増ル・ス 2000 で 1000 で 100

					E k		
5	4	3	2	1		5	
フ妄リニ之ヲ汚損スル者アレハ罰則ニ從フ獄衣更換ニ期限アリ産産の構成の関系とな限滿レハ新衣ニ換	物ヲ豫防スル所以ナリ外役ノ間ハ別衣ヲ著シ歸獄スレハ衣ヲ更ヘシム包藏	ハ五日毎ニ之ヲ洗フハ五日毎ニ之ヲ洗ヒ繻絆ハ綿入ヲ加ヘ三枚トス單衣ハ三日毎ニ之ヲ洗ヒ繻絆暑中ハ單衣一枚トシ春秋ハ袷一枚繻絆一枚トシ冬時	経摺字皆輕役人ヲ使用スポープニスス モ亦左足ニ獄名ヲ記シ右足ニ居房ノ番號ヲ記ス其裁准流ノ者ハ番號背ニ在リ徒以下ノ者ハ胸ニ在リ股引	アリ墨字ヲ以テ第幾舍總第幾百幾十幾番ト記スヲ除クノ外皆之ヲ著セシム⟨メメマタムメタタサールタカタールスオストストル、未決者は、ハ柿色ノ短衣窄袖股引ヲ用フヲぬスメタンル、未決者	第十一條 衣衾	病囚ノ食ハ醫ノ言ニ從ヒ價直ヲ論セス	二月廿五日ハ一月廿三日ニ作ル】 月十一日ハ四月七日九月廿二日ハ十一月十一日十月十一日八四月七日九月廿二日ハ十一月十一日十二月廿五日 同 上
フ 会 り ニ 之 ヲ 汚 損 ス ル 者 ア レ ハ 罰 則 ニ 従 フ が 会 の に 関 の に の に の に の に の に の に の に の に の	物ヲ豫防スル所以ナリ」外役ノ間ハ別衣ヲ着シ歸獄スレハ衣ヲ更ヘシム包蔵	ハ和日毎ニ之ヲ洗フハ和人ヲ加ヘ三枚トス單衣ハ三日毎ニ之ヲ洗ヒ襦絆を中ハ單衣一枚トシ春秋ハ袷一枚襦絆一枚トシ冬時	縫摺字皆輕役人ヲ使用スᢝが見る異なる。 モ亦左足ニ獄名ヲ記シ右足ニ居房ノ番号ヲ記ス其裁准流ノ者ハ番号背ニ在リ徒以下ノ者ハ胸ニ在リ股引	以テ第幾舎線第幾百幾十幾号ト記ス皆之ヲ著セシム ムメステールイントンダ 獄衣ニ番号アリ墨字ヲ獄衣ハ柿色ノ短衣窄袖股引ヲ用フ未决者ヲ除クノ外	第十一條衣衾	病囚ノ食ハ医ノ言ニ従ヒ價直ヲ論セス	十二月廿五日同上

							,	(=000	,
		E 1							
2	1		12	11	10	9	8	7	6
食費トヲ減シ其殘金ヲ與ルコト前法ノ如シ但傭錢ハ使等ニ役使シ每日ノ傭錢ヲ通算シ放免ノ日其日給ト工藝精シカラサルモノ一等ニ進メハ之ヲ炊夫焚夫小	還付ス日給ノ百文ト毎日ノ食費トヲ除キ其残金ハ悉ク之ヲ日給ノ百文ト毎日ノ食費トヲ除キ其残金ハ悉ク之ヲ自ニ領置シ其内ヨリ毎日錢百文ヲ給與シ放免ノ日右凡役囚一等ニ進メハ其製作スル物品ヲ販賣シテ之ヲ	第十二條 工錢	病囚老囚ハ獄司醫ト議シ衾襖ヲ增加スルコトアリ	出シテ各房ニ送ラシムルシテ各房ニ送ラシムを開発を開発しては、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	枕ハ杉ノ半圓木ヲ用フ鯔ポー	草褥一枚ト爲ス紫繭メロffスffトー型がます。 東京 中央 には、 一枚 常一枚トス冬時ハ毛布二枚 は、 一枚 常一枚トス冬時ハ毛布二枚	未決ノ貧囚獄衣ヲ乞フ者アレハ之ヲ給ス	官之ヲ領置シ放縱ノ日之ヲ還付ス各犯罪已ニ決スレハ之ニ獄衣ヲ與へ從前ノ衣服ハ獄	獄丁其管下ノ獄衣ヲ檢査スルコト七日每二二次トス
食費トヲ减シ其残金ヲ與ルコト前法ノ如シ但雇銭ハ使等ニ役使シ毎日ノ雇銭ヲ通算シ放免ノ日其日給ト工藝精シカラサルモノ一等ニ陟レハ之ヲ炊夫焚夫小	還付ス日給ノ百文ト毎日ノ食費トヲ除キ其残金ハ悉ク之ヲ自治ノ百文ト毎日ノ食費トヲ除キ其残金ハ悉ク之ヲに通置シ其内ヨリ毎日銭百文ヲ給與シ放免ノ日右凡役囚一等ニ陟レハ其製作スル物品ヲ販賣シテ之ヲ	第十二條工銭	病囚老囚ハ獄司医ト議シ衾襖ヲ増加スルコトアリ	出シテ各房ニ送ラシム ルハ之ヲ一室ニ歛メ澤野孫房中ヲ掃除ス日暮又之ヲ 枕衾ハ守卒毎朝輕役者ニ命シテ之ヲ檢査シ汚損ナケ	枕ハ杉ノ半圓木ヲ用フ゠゚゚゚ヹ゚゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゙゚゚゚゚	草褥一枚ト為スニ輪に供きますり 夏時ノ卧具ハ毛 布 一枚蓙一枚トス冬時ハ毛布二枚	未决ノ貧囚獄衣ヲ乞フ者アレハ之ヲ給ス	官之ヲ領置シ放縦ノ日之ヲ還付ス	獄丁其管下ノ獄衣ヲ檢査スルコト七日毎ニ三次トス

				F				
4	3	2	1		5	4	3	
因テ死ニ至ル者アレハ罪獄司ニ歸スハ其嗜好ニ從テ之ヲ與フ若獄司怠リテ醫言ニ從ハス病囚ハ諸事優遇スヘシ飲食ノ如キモ醫ノ禁セサル所	看病人ハ輕役人ヲ用フ	重病ニ至レハ醫ノ病症書ヲ裁判所ニ送ルヘシ	ノ者ハ其房ニオイテ保養セシムルノミ病囚アレハ醫診察具狀シ獄司命シテ病監ニ移ス輕症	○疾病附死亡	金幾満兩アリト云】 【英ノ全國中每年各獄ノ 入費ヲ減シ尚 ホ工錢ノ殘囚ノ工錢傭錢ヲ以テ之ニ充ツ 監獄及ヒ器械ノ修理其他百般ノ入費皆第二等以下總	ヲ給ス其一等ノ取扱ハ他囚ト同シキコト勿論ナリ殊藝上級ノ者ハ日ニ百文中級ハ五十文下級ハ廿五文	丁往テ之ヲ監督ス 「独ラョヲ以テ之ヲ談定ス其傭錢前法ノ如シ但每連ノ獄とはヲ傭ント欲スル者アレハ幾連」以ヲ、燻テュニと、当の人のでとなった。	シ然トモ殊藝者ハ此例ニアラス 普通ノ傭價四分ノ三ヲ以テ法ト爲ス外役ノ傭錢亦同
因テ死ニ至ル者アレハ罪獄司ニ歸スハ其嗜好ニ従ヒテ之ヲ與フ獄司怠リテ医言ニ従ハス病囚ハ諸事優遇スヘシ飲食ノ如キモ医ノ禁セサル所	看病人ハ輕役人ヲ用フ	重病ニ至レハ医ノ病症書ヲ裁判所ニ送ルベシ	者ハ其房ニオイテ保養セシムルノミ病囚アレハ診察具状シ獄司命シテ病監ニ移ス輕症ノ	○疾病附死亡	【英ノ全国中毎年各獄ノ工銭ノ残金有幾万両ト云】囚ノ工銭傭銭ヲ以テ之ニ充ツ囚ノ工銭傭銭ヲ以テとニ充ツニ充ツ	ヲ給ス其一等ノ取扱ハ他囚ト同シキコト勿論ナリ殊遇上級ノ者ハ日々百文中級ハ五十文下級ハ廿五文	テ之ヲ監督スアンス其雇銭前法ノ如シ但毎連ノ獄丁往回ッヲ以テ談定ス其雇銭前法ノ如シ但毎連ノ獄丁往四徒ヲ雇ント欲スル者アレハ幾連当のヲ・増トスエートイサトイサトト	シ然トモ殊遇者ハ此例ニアラス 普通ノ雇價四分ノ三ヲ以テ法ト爲ス外役ノ雇銭亦同

○官員附行卒傭人	官員附分兵備人(28)		Н
ノ天変アレハ時ニ臨テ刑ヲ止ム大祀令節国忌等ノ日ハ刑ヲ行ハス又大風雨及ヒ非常	ノ天變アレハ時ニ臨テ刑ヲ止ム 大祀令節國忌等ノ日ハ刑ヲ行ハス又大風雨及ヒ非常	5	
町ニ之ヲ行フ 死刑ハ朝第十字ニ之ヲ行フ其餘ハ十字ヨリ十二字ノ	【欄中ノ字ハ皆時ニ作ル】 間ニ之ヲ行フ (窒) 死刑ハ朝第十字ニ之ヲ行フ其餘ハ十字ヨリ十二字ノ	4	
與フ乞フ者ナケレハ官医解剖スルコトヲ許ス已决者病死及ヒ刑死ノ遺體ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ	與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ス已決者病死及ヒ刑死ノ遺體ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ	3	
	附ス獄司之ヲ囚籍ニ照シテ決放シ其年月罪科ヲ附記繋獄ノ囚罪已ニ決スレハ裁判所ノ檢使證書ヲ獄司ニ	2	
扉ヲ嚴ニス 刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ク周囲其垣墻ヲ髙クシ其門	扉ヲ嚴ニス 刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ク周圍其垣墻ヲ高クシ其門	1	
〇處刑	處刑		G
用フト雖トモ夜間使役スヘキコトアレハ守卒及ヒ下男ヲ夜中ハ医一員医局ニ宿直ス医局ノ使役ハ犯人ヲ用フ	用フト雖トモ夜間使役スヘキコトアレハ守卒及ヒ下男ヲを中ハ醫一員醫局ニ宿直ス醫局ノ使役ハ犯人ヲ用フ	6	
裁判所ニ告ク病囚死スレハ医之ヲ檢査シ獄司ニ報ス獄司具状シテ		5	

				I										
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
字ニ至ル教師ノ講役囚ノ休日亦官員	醫員ハ内外科	獄司疾病事故	轄廳ノ許シヲ	一下男	一 獄 丁	一授業師妈	守卒	一女監長々	一丁長	一教師好	一醫師	書記	一副司	一獄司
字ニ至ル教師ノ講義アリ總囚ヲシテ聽聞セシム役囚ノ休日亦官員ノ休日ニ同シ當日第八字ヨリ十二	八内外科各一名調藥者一名	吸アレハ副司其事ヲ代理ス	判任ト爲ス丁長以下ハ獄司之ヲ撰ヒ其管	同 上	上	同上	適宜	名	同上	適宜	三名	三名	名	名
字ニ至ル教師ノ講義アリ惣囚ヲシテ聴聞セシ役囚ノ休日亦官員ノ休日ニ同シ當日第八字ヨ	医員ハ内外科各一名調藥者	獄司疾病事故アレバ副司其恵	轄廳ノ許シヲ得テ之ヲ命ス	一下男	一獄丁	一授業師署与同	一守卒	一女監長	一丁長	一教師 紫適	—————————————————————————————————————	一書記	一副司	一獄司
至ル教師ノ講義アリ惣囚ヲシテ聴聞セシムノ休日亦官員ノ休日ニ同シ當日第八字ヨリ十二	名	事ヲ代理ス(※)	分額	Ł	上	上	宜	名	Ł	宜	名	名	名	名

							,	F-1	
24	23	22	21	20	19	18	17	16	
但監獄警衞ノ間ハ獄司ノ指揮ニ從ハシムス但監獄ノ大小ニ從ヒ適宜ニ之ヲ増減スス但監獄ノ大小ニ從ヒ適宜ニ之ヲ増減ス日監外ノ四隅各一名トウ兵ハ地方官ヨリ之ヲ出ス晝夜更番警衞ス表門外ニ	下男ハ獄署ノ雑事及ヒ他廳へ往復等ニ使用ス	揮スルニ鐵杖ヲ用フ 獄丁ハ皆ナ傭夫ニシテ上中下ノ三等ニ分ツ役囚ヲ指	人ノ好マサル所ナルヲ以テナリ 獄司ニ納ム其給金之ヲ世間ノ傭錢ニ比スレハ優ナリノ贈答ヲ致スマシキノ由ヲ證書シ保人ノ押印ヲ具シ授業師ハ私ニ犯人ト談話シ且犯人ノ請托ヲ受ケ他人	授業師ハ各工ノ練達スルモノヲ傭フ	スル者ヲ指揮ス	得ス 安監ハ其長ノ許シニ非レハ獄司ト雖トモ濫入スルヲ	女監ノ長ハ尼及ヒ寡婦ノ行誼アル者ヲ選フ	丁長ハ五丁ノ長タリー丁十囚ヲ管ス之ヲ一連ト名ク	【欄中ノ字ハ皆時ニ作ル】
但監獄警衞ノ間ハ獄司ノ指揮ニ従ハシムス但監獄ノ大小ニ従ヒ適宜ニ之ヲ増减ス名各工役場一名各獄舎ノ門一名監外ノ四隅各一名ト守兵ハ地方官ヨリ之ヲ出ス晝夜更番警衞ス表門外ニ	下男ハ獄署ノ雑事及ヒ他廳へ往復等ニ使用ス	スルニ鉄杖ヲ用フポートノ三等ニ分ツ役囚ヲ指揮	ノ好マサル所ナルヲ以テナリ 司ニ納ム其給金之ヲ世間ノ傭銭ニ比スレハ優ナリ人ノ贈答ヲ致スマシキ由ヲ證書シ保人ノ押印ヲ具シ獄授業師ハ私ニ犯人ト談話シ且犯人ノ請托ヲ受ケ他人	授業師ハ各工ノ練達スル者ヲ傭フ	スル者ヲ指揮ス守卒ハ昼夜獄内ヲ監護シ炊夫掃夫等惣テ犯人ヲ使用	女監ハ其長ノ許シニ非レハ獄司ト雖モ濫入スルヲ得	女監ノ長ハ尼及ヒ寡婦ノ行誼アル者ヲ選ブ	丁長ハ五丁ノ長タリー丁十囚ヲ管ス之ヲ一連ト名ク	

国立公文書館所蔵『監獄則案	医聴訟規則』につ	ついて 			1	
			I			
3	2	1		27	26	25
##『次ニ其衣服ヲ檢査シ慝物アレハ之ヲ領置ス未決量ヲ記ス黑子瘢痕アレハ亦之ヲ記ス再犯及ヒ准流以量ヲ記ス黑子瘢痕アレハ亦之ヲ記ス再犯及ヒ准流以上其他兇頑ノ者ハ裁判官ヨリ其鄉貫姓名及ヒ罪犯ノ見始テ入獄ノ者ハ裁判官ヨリ其鄉貫姓名及ヒ罪犯ノ見	實ヲ詳ニシテ之ヲ長官ニ呈スヲ巡視シ所存アレハ之ヲ簿ニ記シ獄司ト論辨ス其情獄中ノ官署ニ巡視簿ヲ置ク司法官員每月兩三次獄中	ム収納ノ節ハ小使緊急ヲシテ破損ノ有無ヲ検査セシニの納ノ節ハ小使緊急ヲシテ破損ノ有無ヲ検査セシニの対の対象をは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	○雑則	隊長ト約定スヘシ守兵ハ犯人ト接話スルヲ禁ス出火及ヒ非常ノ節ハ守兵ヲ增ス但豫メ近傍ノ屯所ノ	死刑申渡シ決放ニ至ルマテ守兵之ヲ看護ス	ヒ縄鈴ヲ鳴シ獄丁ヲ呼ヒ之ヲ案内セシム 外人來ルモノアレハ門外ノ守兵其姓名及ヒ來意ヲ問
寫真圖ヲ取リ置ク可シゟピニ輪を指、次ニ其衣服ヲ檢査シ	實ヲ詳カニシテ之ヲ長官ニ呈スヲ巡視シ所存アレハ之ヲ簿ニ記シ獄司ト論辨ス其情獄中ノ官署ニ巡視簿ヲ置ク司法官員毎月両三次獄中	ス収納ノ節ハ小使県パッヲシテ破損ノ有無ヲ檢査セシ監視ス其法毎朝各丁其管囚ヲ率ヒ来リ出シテ之ヲ借監視ス其法毎朝各丁其管囚ヲ率ヒ来リ出シテ之ヲ借	〇 雑則	隊長ト約定スヘシ守兵ハ犯人ト接話スルヲ禁ス出火及ヒ非常ノ節ハ守兵ヲ増ス但豫メ近旁ノ屯所ノ	死刑申渡シ决放ニ至ルマテ守兵之ヲ看護ス	上縄鈴ヲ鳴シ獄丁ヲヲ呼ヒ之ヲ案内セシム 外人来ルモノアレハ門外ノ守兵其姓名及ヒ来意ヲ問

			太子研究 ·	80 春 3 号(2007:3)
7	6		5	4
藏貯ス片端間が が入れ着が後年ニ在ル者ハ之ヲ別箱ニハ之ヲ早見箱ニ入ル若シ後年ニ在ル者ハ之ヲ別箱ニ 獄官證書ニ就テ役囚ノ年月ヲ算シ滿期其年内ニ在レ	満テ之ヲ放免スルハ獄司ノ專任タリ 獄官證書ヲ照シテ役場ニ人ル、コト法ノ如クス但限	【欄中ノ干支ヲ刪ル】 (31) 【欄中ノ干支ヲ刪ル】	作文中度全文 東照管内某所住身分 基照管内某所住身分 基照管内某所住身分	者ハ再ヒ其衣服ヲ著セシメ已決者ハ之ヲ領置シテ獄 をヲ著セシム難クルススmzの人ノ衣物ニモ亦番號ヲ 犯囚ノ衣服諸品ハ之ヲ一庫ニ領置ス庫内ニ數百ノ戸 をフィッとのは、mzのよりでは、 がシテ之ヲ鎖ス
蔵貯ス写稿製第二九ル若シ後年ニ在れたのでは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	言登書ニ妣テ殳囚ノとヲ放免スルハ獄司官證書ヲ照シテ役場	中 田 東 月 日	古申度基 罪文申渡全文 支 罪文申渡全文 互 種幾年 何 徒幾年 回 は幾年 何	財別を表すのである。財別を表すのである。財別のでは、財別のでは、財別のでは、財別のでは、財別のでは、財別のでは、財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできる。財別のできるのできる。財別のできるのできる。財別のできるのできるので
後年ニ在ル者ハ之ヲ別箱ニ月ヲ算シ満期其年内ニ在レ		裁判官姓名	支何歳 何 某 八裁判官ヨリ處决ノ證書ヲ	記ス囚人ノ衣物ニモ亦番号庫ニ領置ス庫内ニ数百ノ戸庫ニ領置ス庫内ニ数百ノ戸

121 1/	国立公又書館所蔵『監獄則条聴訟規則』について							
15	14	13	12	11	10	9 8		
囚人ノ故鄕遠地ニアリ入獄ノ後其妻孥生計ナク饑餓	供ス 監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ藏シ以テ囚人ノ誦讀ニ	鎖鑰セサルノミ但日中ト雖モ出入ノ外ハ其扉ヲ合シ貫木ヲ施ス只其思獄表門ノ開閉ハ刻限ノ條ヲ參考シ日ノ出沒ニ從フ	病囚ノ飲食等臨時ノ入費ハ醫ノ證書ヲ取ルヘシ	ヲシテ之ヲ監護セシム火災非常ノ節ハ獄丁衆囚ヲ率テ之ヲ他處ニ避ク守兵	ト獄ヲ同居セシメス其惡事ヲ誘導スルヲ恐レテナリ任タリ若シ再三犯ナレハ之ヲ裁判所ニ告ク初犯ノ者未決者入獄ノ節初犯若クハ再三犯ヲ糺スハ獄吏ノ專	所ニ告クへシ 南ヨ行フへシト畢テ其囚ヲ本籍ニ交附シ其由ヲ裁判 本ヨ行フへシト畢テ其囚ヲ引テ監獄ノ守兵所及邏卒屯所 放免ノ節ハ丁長其囚ヲ引テ監獄ノ守兵所及邏卒屯所 が免ノ節ハ丁長其囚ヲ引テ監獄ノ守兵所及邏卒屯所 が発ノ前のでは、おいて、は、おいで、は、おいで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		
囚人ノ故郷遠地ニアリ投獄ノ後其妻孥生計ナク饑餓	供ス 監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ蔵シ以テ囚人ノ誦讀ニ	其鑰ヲ脱スルノミ但日中ト雖トモ出入ノ外ハ其扉ヲ合シ貫木ヲ施ス只監獄表門ノ開閉ハ刻限ノ条ヲ参考シ日ノ出没ニ従フ	病囚ノ飲食等臨時ノ入費ハ医ノ証書ヲ取ルベシ	ヲシテ之ヲ監護セシム 火災非常ノ節ハ獄丁衆囚ヲ率テ之ヲ他處ニ避ク守兵	獄才同居セシメス其悪事ヲ誘導スルヲ恐レテナリ任タリ若再三犯ナレハ之ヲ裁判所ニ告ケ初犯ノ者ト未決者入獄ノ節初犯若クハ再三犯ヲ糺スハ獄吏ノ專	所ニ告クヘシ 市と法ヲ犯セハ直ニ之ヲ捕フヘシ今後悪心ヲ敗メ善再と法ヲ犯セハ直ニ之ヲ捕フヘシ今後悪心ヲ敗メ善再と法ヲ犯セハ直ニ之ヲ捕フヘシ今後悪心ヲ敗メ善事ヲ行フヘシト畢テ其囚ヲ引テ監獄ノ守兵所及ヒ邏卒屯がニニカルント畢テ其囚ヲ本籍ニ交附シ其由ヲ裁判のニ告クヘシ		

10	10	1.5	10	
19	18	17	16	
凡懲役一年以上ノ者病ニ罹り休役スレハ一年毎ニ五凡懲役一年以上ノ者病ニ罹り休役スレハ一年毎ニ五凡懲役一年以上ノ者十日毎ニニニュ其關役ヲ償ハシム懲役一百日以下ノ者十日毎ニニホ其關役ヲ償ハシム懲役一百日以下ノ者十日毎ニニル	ハ三日各休役セシム凡役囚父母ノ喪ニ逢フ者ハ七日夫及ヒ兄弟妻子ノ喪	患ナカラシム質売しまけれる場所を表する場所を表する。最大の原産のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	法省へ出スヘシ品側ノ島衛芹ニギ児等ノ機戦へ行前をこれている。大野以下でデ明細ニ之ヲ表ニ記シ每歳二月限リ各府縣ヨリ司全國中前年罪囚ノ總數各役區別ノ人員諸入費ニ至ル	ニ傳達スヘシニの特別の一点のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	弟妻子ノ喪ハ三日各休役セシム 凡已决者役ニ在テ父母ノ喪ニ逢フ者ハ七日夫及ヒ兄	患ナカラシム型系が見かった。またカラシム型がある。また、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	縣ヨリ司法省へ出スへシ諸入費ニ至ルマテ明細ニ之ヲ記シ毎歳二月限リ各府全国中前年罪囚ノ総数各役區別ノ人員死囚病囚及ヒ	官ニ傳達スヘシ

- $\widehat{\underline{2}}$ $\widehat{\underline{1}}$ らかの記述が削除されたために空白が残ったものと思われる。 史料では、二重の枠線で囲まれている。 本項目中の改行は史料の通り。不自然な改行のみられる箇所は継ぎはきされていることから、 草案段階に存在していた何
- (3) 史料では、二重の枠線で囲まれている。(2) 史料では、二重の枠線で囲まれている。

本項目の上部に頭註が記されている。

- 4 $\widehat{5}$ 前掲註(3)に同じ。 前掲註(2)に同じ。
- $\widehat{6}$ Cj5条からCk1条にかけての継ぎはぎは、半丁分にあたる罫紙か丸ごと切り取られ、 継ぎ足されている。
- 7 のか、現時点では確定できない。 附紙の貼付位置がCj5条とCj6条の中間に位置しているため、「本文之通増補仕度事」がいすれの条文を指しているも
- 8 ついて示したものと考えられる。 附紙はCk2条とCk3条の間に貼付されているが、本稿第三節において示した見解にもとづくと、 該附紙はCk3条に
- 9 D10条からD12条にかけての継ぎはぎは、半丁分にあたる罫紙が丸ごと切り取られ、 継ぎ足されている。

「或ハ総監合炊シテ配與セシム」との記述にかかるような形で、「以下ワリ註之通陖正仕度事」と記された附

- が貼付されている。つまり、附紙の上からもう一枚の附紙が貼付された形になっている。
- この附紙は次丁に貼付されているが、明らかにD12条に関連するものと考えられるため、 本項目中に掲載した。
- $\widehat{13}$ 12 本項目中、 本項目中、 割註の上部に頭註が記されている。 行目の上部に頭註が記されている。

11

 $\widehat{10}$

該附紙中、

- $\widehat{14}$ 本項目中、 但書の上部に頭註が記されている。
- $\widehat{16}$ $\widehat{15}$ 点では確定できない。 Ef2条からEg2条にかけての継ぎはぎは、 附紙はEg1条とEg2条の中間に位置しているため、「本文之通増補仕度事」がいずれの条文を指しているものか、 半丁分にあたる罫紙が丸ごと切り取られ、 継ぎ足されている
- $\widehat{18}$ 本項目中、 第三則の上部に頭註が記されている。
- 19 Eh7条からEh8条にかけての継ぎはぎは、半丁分にあたる罫紙が丸ごと切り取られ、継ぎ足されている。
- $\widehat{20}$ とから推測するに、元々は前丁にEh9条の冒頭二行が記されていたものの、 うど二行分が欠落しているようである。また、史料ではEh9条の冒頭「ルニ其…」から、 本条の冒頭は明らかに文意が通らない。これを「監獄則」 の内容と比較してみると、罫紙一行の文字数から考えて、 継ぎはぎによってEh8条の末尾に割注を追加 罫紙が改まっている。こうしたこ

した際、それら二行分の記述が脱漏してしまったものではないかと考えられる。

- $\widehat{21}$ 史料では、 Ej2条とEj3条の間には改行がない。
- $\widehat{23}$ $\widehat{22}$ 史料ではここで改行されており、「獄衣…」以下は次の項目として記されている。 本項目の上部に頭註が記されている。
- $\widehat{24}$ 本項目の上部に頭註が記されている。
- 26 $\widehat{25}$ 史料では、「有幾万両」の部分に一二点が施されている。 本項目の上部に頭註が記されている。
- $\widehat{27}$ 本項目の上部に頭註が記されている。
- 史料では、 H1からH11にかけて二段組みで記されている。
- 史料では、 H12条とH13条とが改行されずに続いている。
- 本項目中、 本項目の上部に頭註が記されている。

史料中の「局印」、およびこれを囲む枠線は朱書きである。

31 $\widehat{30}$ $\widehat{29}$ $\widehat{28}$

「支」および「干支」と記された二箇所の上部に、 頭註が記されている。

172